

第3次あいち地震対策アクションプラン アクション項目

アクション項目 新規追加・修正一覧（2017年3月改訂）

番号	項目	内容	
1-1-1	住宅の耐震化の促進	修正	耐震シェルターに係る記載の追記
1-1-11	家具等の転倒防止対策の促進	修正	家具固定の具体的な取組方針
1-1-13	私立学校施設の非構造部材の耐震対策の促進	新規	私立学校施設の非構造部材の耐震対策
1-9-7	救出救助を担う機関との連携強化	新規	救出救助機関相互の連携の強化
2-1-2	入院患者や透析患者等の搬送手段の確保	新規	愛知県バス協会との協定の見直し協議等
2-4-1	家庭内備蓄の促進	修正	可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の備蓄
2-4-5	災害時の物流体制の強化	修正	「災害時物流円滑化検討会」の開催等
2-5-1	災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備	修正	「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」の普及等
2-5-7	指定避難所の指定の促進	新規	避難所の指定促進に係る支援
2-5-8	車中泊及びテント泊を行う場所並びにテントの確保体制の整備	新規	テント及びテント設置場所の確保
2-5-9	保健師等による避難所等の支援体制の整備	新規	保健師等による避難所等の支援体制の整備
2-5-10	避難所運営における避難所外避難者への対策の整備	新規	避難所外避難者への対策
2-11-1	住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立	新規	住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付
3-1-6	発災時の職員のメンタルケアの体制の確保	修正	発災時の職員のメンタルケアに係るマニュアルや体制の見直し
3-1-7	防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進	修正	防災拠点となる公共施設等の非構造部材の耐震化等
3-1-17	市町村BCPの策定の支援	修正	既に計画を策定した市町村に対する計画の見直し等の支援
3-1-19	被災市町村への応援体制の整備	新規	県と県内市町村が連携して被災市町村を応援する体制等の整備
3-1-20	現地災害対策本部の機能強化	新規	現地災害対策本部の機能強化
3-6-7	産業活動の維持のための対策の検討	修正	産業活動の維持のための対策の検討及び産官学連携による防災人材の育成
5-1-45	活断層に関する情報提供の実施	新規	活断層に関する情報提供
5-4-6	外国人に対する災害支援体制の整備	修正	愛知県災害多言語支援センターの設置運営訓練の実施等

1-8-9	PCB 廃棄物の適正処理による流出 リスクの軽減	修正	PCB 廃棄物処理基本計画（国）の改定に 伴う修正
4-2-2	フロンガスの改修・処理体制の整備 の促進	修正	業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器からの 適正なフロンガス回収・処理の促進

※ その他、部局名の修正（地域振興部→振興部）

※ 斜字は「熊本地震の課題の検証に係るアクション項目の見直し」以外の修正

アクション項目 新規追加・修正一覧（2018年8月改訂）

＜取組の追加＞

番号	項目	内容	
1-1-8	県有施設の小構造部材等の耐震対策の推進	修正	ブロック塀等の付属物の耐震対策の推進を追加
1-1-9	県立学校施設の小構造部材等の耐震対策の推進	修正	ブロック塀等の付属物の耐震対策の推進を追加。
1-1-10	市町村立学校施設の小構造部材等の耐震対策の促進	修正	ブロック塀等の付属物の耐震対策の促進を追加
1-1-13	私立学校施設の小構造部材等の耐震対策の促進	修正	ブロック塀等の付属物の耐震対策の促進を追加
1-1-16	危険な空き家の除却等への支援	新規	危険な空き家の除却等への支援を追加
1-1-17	超高層建築物等における長周期地震動対策の促進	新規	長周期地震動対策を追加
1-3-5	感震ブレーカーの普及啓発等	新規	感震ブレーカーの普及啓発等を追加
1-4-1	土砂災害対策の推進	修正	民間住宅・建築物の改修補助を追加
1-7-4	重要施設への電力の臨時供給のための体制整備	新規	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）」の改定に伴う追加
1-10-8	DMATの活動体制の確保	新規	DMATの養成及び質の向上を追加
2-4-4	食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備	修正	民間からの円滑な物資の調達スキームの構築を追加
2-5-3	市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施	修正	避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組の促進を追加
(2-5-8)	車中泊及びテント泊を行う場所並びにテントの確保体制の整備	統合	避難所外避難者への対策を検討する中で取組を見直し（避難所外避難者への対策は、2-5-9「避難所運営における避難所外避難者への対策の整備」に整理）
2-5-9	避難所運営における避難所外避難者への対策の整備	修正	見直し後の避難所運営マニュアルの普及を追加、避難所外避難者の例示に在宅避難者を追加
2-11-2	被災者生活再建支援金を支給する市町村への支援	新規	被災者生活再建支援金を支給する市町村への支援を追加
3-3-6	LPガス確保のための体制の整備	修正	協定締結後の取組を追加
3-6-3	中小企業のBCP策定の促進	修正	アクション項目名の修正、団地版あいちBCPモデルの普及啓発を追加
3-6-8	テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組の促進	新規	BCPの観点からのテレワーク（在宅勤務）の促進を追加

4-3-2	地震保険の加入促進	新規	地震保険の加入促進を追加
5-1-44	緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施	修正	聾学校におけるパトライト型の緊急地震速報受信システムの整備等を追加
5-2-2	防災活動拠点の見直し、確保	修正	名古屋飛行場における災害用燃料の備蓄施設の整備を追加
5-2-10	防災協力農地の取組の支援	新規	防災協力農地の取組への支援を追加
5-3-4	ヘリコプターテレビ電送システムの更新	修正	更新後の取組を追加
5-3-12	市町村の災害対応業務を支援する「市町村防災支援システム」の導入の促進	新規	市町村の災害対応業務を支援するシステムの導入の促進を追加
5-3-13	Aichi Free Wi-Fi の活用等による災害時の情報伝達手段の確保	新規	Aichi Free Wi-Fi の活用等による災害時の情報伝達手段の確保を追加
5-4-13	訪日外国人旅行者向け安全確保策の周知	新規	訪日外国人旅行者への対策を追加
5-4-14	障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備	新規	障害者への災害情報の提供体制の整備を追加
5-4-15	災害時における NPO 等との協力体制の整備及び活動情報の共有場所の確保	新規	災害時における NPO 等との協力体制の整備及び活動情報の共有場所の確保を追加

(新規：14 項目 統合：1 項目 修正：13 項目)

<その他の修正>

番号	項目	内容	
1-1-2	建築物の耐震化の促進	修正	所有者等への啓発活動を追加
1-1-7	建築物の非構造部材等の耐震対策の促進	修正	表記の整理
1-1-14	市町村地震対策事業の促進	修正	1-2-1「市町村地震防災対策事業の促進」を対策ターゲット 1-1 に整理
1-1-15	市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進	修正	「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き（消防庁）」を踏まえアクション項目名及び取組内容を修正、1-2-5「市町村における情報伝達円滑化の促進」を対策ターゲット 1-1 に整理
1-2-4	浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進	修正	津波避難ビルの指定を追加
1-4-3	農業用ため池の耐震診断の実施	修正	ため池の定義の整理
1-4-4	農業用ため池の整備の推進	修正	ため池の定義の整理
1-4-5	農業用ため池のハザードマップの作成	修正	ため池の定義の整理
1-4-8	亜炭鉱跡地対策の促進	修正	表記の整理
1-8-7	石綿飛散防止対策の周知	修正	表記の整理
1-9-1	安全かつ円滑な航空消防防災活動の推進	修正	防災ヘリコプター等の整備後の取組を追加
1-11-2	緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
2-3-1	災害時の心のケア活動に関する研修会の実施	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
2-3-2	生活相談対応の充実	修正	表記の整理
2-8-2	愛知県庁 BCP 等における帰宅困難者等への対応ルールの整備	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
2-9-2	教職員研修の実施	修正	表記の整理
3-1-19	被災市町村への応援体制及び受援体制の整備	修正	アクション項目名の修正、市町村の受援体制の整備の促進を追加
4-1-1	復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
4-2-1	災害廃棄物処理体制の構築	修正	表記の整理
5-1-12	学校教育における学校安全推進体制の構築	修正	国委託事業の変更に伴いアクション項目名及び取組内容を修正

5-1-20	地域ぐるみの消防団支援の促進	修正	表記の整理
5-1-31	防災ボランティア団体・NPO との連携による人材育成等の推進	修正	アクション項目名の修正
5-1-34	産官学連携による防災人材の育成	修正	あいち・なごや強靱化共創センターの設置に伴う表記の整理
5-3-11	多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築	修正	多様なメディアの例示を追加
5-4-5	防災部門機能の充実・強化	修正	表記の整理
5-4-7	愛知県防災対策有識者懇談会の開催	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理

(修正：26 項目)

※ 部局名及び課室名の修正

(県民生活部→県民文化部、大気環境課→水大気環境課、大気環境課地球温暖化対策室→地球温暖化対策課、水地盤環境課→水大気環境課、医務国保課→医務課、健康学習課→保健体育スポーツ課健康学習室)

重点アクション項目（※）の追加（69→83）

※★を附したアクション項目で、重点テーマに位置付けた特に重要なアクション項目

番号	項目	番号	項目
1-1-3	県有施設の耐震化の推進	2-4-5	災害時の物流体制の強化
1-1-4	県立学校施設の耐震化の推進	3-1-7	防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進
1-1-5	市町村立学校施設の耐震化の促進	3-1-17	市町村BCPの策定の支援
1-1-15	市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進	3-1-19	被災市町村への応援体制及び受援体制の整備
1-3-3	密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進	5-1-34	産官学連携による防災人材の育成
1-4-7	大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進	5-3-11	多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築
1-10-8	DMATの活動体制の確保	5-4-6	外国人に対する災害支援体制の整備

アクション項目 新規追加・修正一覧（2021年9月改訂）

<取組の追加>

番号	項目	内容	
1-1-2	建築物の耐震化の促進	修正	耐震診断義務付け建築物の耐震改修補助の実施を追加
1-2-6	津波災害警戒区域内の避難促進施設（要配慮者利用施設）における避難確保計画の作成等の促進	新規	津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の促進を追加
1-2-13	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対策の促進	新規	南海トラフ地震臨時情報に対する市町村、企業等が取るべき防災対策の促進を追加
1-4-7	大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進	修正	安全性の把握を追加
1-5-1	必要水量を確保するための実効性のある計画作成の指導	修正	計画策定後の実効性の検証や、計画の見直しを随時行うよう指導する旨を追加
1-7-5	広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備	新規	電力会社及び通信事業者と連携協定を締結し、災害時における早期復旧作業について連携・協力体制の構築を追加
1-8-6	有害化学物質の流出等防止対策の指導	修正	水質汚濁防止法に基づく立入検査時の指導を追加
2-1-3	社会福祉施設の非常用電源確保の促進	新規	発災後 72 時間の事業継続可能な非常用電源確保の促進を追加
2-1-4	病院の非常用電源確保の促進	新規	発災後 72 時間の事業継続可能な非常用電源確保の促進を追加
2-3-3	災害に便乗した悪質商法等に関する注意喚起の実施	新規	災害に関連した消費者トラブルをとりまとめ、注意喚起情報の発信を追加
2-5-1	災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備	修正	愛知県災害福祉広域支援推進会議の開催、DCAT（災害派遣福祉チーム）の養成・育成を追加
2-5-3	市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施	修正	市町村が実施する避難所運営訓練において、モニタリング・アセスメントの実施を追加
2-5-10	避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進	新規	避難所における避難者の過密抑制や感染症対策資機材の整備など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を追加
2-5-11	避難所におけるペット受入れ体制の整備	新規	避難所におけるペット受入れ体制の整備を追加
2-5-12	災害時要配慮者の避難所としてのホテル・旅館等の活用	新規	災害時要配慮者の避難所としてのホテル・旅館等の活用を追加
2-5-13	避難所の非常用電源としての電動車等の活用の推進	新規	非常用電源としての電動車等の活用の推進を追加

2-7-4	(昭和 56 年以前建設の) 公営住宅の整備の推進	新規	(昭和 56 年以前建設の) 公営住宅の整備の推進を追加
2-9-4	防災マニュアルの充実	修正	マニュアルの作成の際、ハザードや南海トラフ地震対策の想定を追加
2-9-6	文化財レスキュー台帳の作成	修正	アクション項目名の修正、台帳の整備を追加
2-9-7	文化財の耐震化等の推進	新規	文化財の耐震予備診断の推進を追加
3-6-3	中小企業の BCP 策定等の促進	修正	アクション項目名の修正、事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の普及促進及び事業継続力支援計画の策定支援、ハード対策支援を追加
3-6-4	中小企業向け融資制度の充実	修正	中小企業向け相談窓口の周知を追加
4-1-3	事前復興まちづくりの取組の促進	修正	「事前復興まちづくり模擬訓練」の内容の充実、周知を追加
4-2-3	社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体との連携による災害廃棄物の円滑な処理の推進	新規	社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体との連携による災害廃棄物の円滑な処理の推進を追加
5-1-9	防災教育用機材・啓発資材の作成	修正	発災時の行動や非常持ち出し品・備蓄品の用意、災害用伝言ダイヤルの使用方法等を啓発する資材を追加
5-1-26	防災まちづくりの啓発活動の推進	修正	防災・減災カレッジのカリキュラムに「自主防災活動と地区防災計画」を加え、地域における地区防災計画の策定の推進を追加
5-2-3	広域防災拠点の整備の促進	修正	三の丸地区再整備を追加
5-2-4	愛知県基幹的広域防災拠点の整備	新規	愛知県基幹的広域防災拠点の整備を追加
5-2-5	消防学校の機能の拡充	修正	愛知県基幹的広域防災拠点における、本部機能を担う中核施設としての活用の検討を追加
5-2-6	防災教育センターの充実強化	修正	愛知県基幹的広域防災拠点への移設検討を追加
5-3-1	次世代型災害情報システムの構築	修正	災害情報の高度な利活用の推進に必要な知見の取り入れを追加
5-3-14	災害対策用ドローン（小型無人機）の活用	新規	災害対策用ドローン（小型無人機）の活用を追加
5-4-13	外国人旅行者向け安全確保策の周知	修正	アクション項目名の修正、「愛知県多言語コールセンター」の運用及びフリーWi-Fi 接続簡易化アプリ「AICHI Free Wi-Fi Connect」の提供を追加
5-4-15	災害時における NPO 等との協力体制の整備及び情報共有会議の円滑な運営に向けた取組の推進	修正	アクション項目名の修正、平時から県や市町村と多様な民間支援団体・組織等との協力体制確保に向けた連携づくりを追加

5-4-16	男女共同参画の視点を取り入れた災害支援体制の整備	新規	男女共同参画の視点を取り入れた災害支援体制の整備を追加
--------	--------------------------	----	-----------------------------

(新規：16項目 修正：19項目)

<その他の修正>

番号	項目	内容	
1-1-16	危険な空き家の除却等への支援	修正	表記の整理
1-2-9	河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進	修正	アクション項目名の修正
1-2-10	河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	修正	アクション項目名の修正
1-3-5	感震ブレーカーの普及啓発等	修正	表記の整理
1-10-3	広域医療搬送体制の確立	修正	表記の整理
1-11-4	県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化の推進	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
2-2-1	災害時保健師活動体制の整備の促進	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
2-2-3	「愛知県災害時保健師活動マニュアル」の普及啓発	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
2-5-8	保健師等による避難所等の支援体制の整備	修正	表記の整理
2-7-1	応急仮設住宅建設に係る体制の整備	修正	アクション項目名の修正
2-7-3	賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備	修正	アクション項目名及び取組内容の修正
2-11-1	住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立	修正	協定締結団体からの応援を調整する機能強化を追加
3-1-6	発災時の職員のメンタルケアの体制の確保	修正	表記の整理
3-1-17	市町村 BCP の策定の支援	修正	計画策定した市町村への支援に研修を追加
3-5-1	火葬場連絡協議会の開催及び訓練の実施	修正	表記の整理
3-6-6	南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
4-1-5	地籍整備の推進	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
4-4-2	災害時の金融措置に係る農業・漁業協同組合への指導の実施	修正	アクション項目名の修正
5-1-27	防災人材のネットワーク化の推進	修正	表記の整理
5-1-28	地域リーダーの育成・資質の維持	修正	表記の整理

5-1-42	災害対応能力強化のための実践的な防災訓練の実施	修正	アクション項目名の修正
5-1-44	緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施	修正	表記の整理
5-2-1	ゼロメートル地帯のための広域的な防災活動拠点の確保	修正	アクション項目名の修正
5-2-11	防災協力農地の取組の支援	修正	所管事務の見直しに伴う取組内容の修正
5-3-13	公衆無線 LAN の活用等による災害時の情報伝達手段の確保	修正	アクション項目名の修正及び表記の整理
5-4-14	障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備	修正	表記の整理

(修正：26 項目)

重点アクション項目（※）の追加（83→86）

※★を付したアクション項目で、重点テーマに位置付けた特に重要なアクション項目

番号	項目	番号	項目
1-2-13	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の促進	2-5-10	避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進
5-2-4	愛知県基幹的防災活動拠点の整備		

○ 局名及び課室名の変更（2019年4月 本庁組織再編による）

再編前	再編後
総務部 財産管理課、人事課、職員厚生課	総務局 財務部 財産管理課 人事局 人事課、職員厚生課
振興部 情報企画課（※）	総務局 総務部 情報政策課（※）
防災局	防災安全局
県民文化部 県民生活課、社会活動推進課多文化共生推進室、学事振興課私学振興室、男女共同参画推進室	県民文化局 県民生活部 県民生活課、社会活動推進課多文化共生推進室、学事振興課私学振興室 男女共同参画推進課
教育委員会 生涯学習課文化財保護室（※）	県民文化局 文化部 文化芸術課文化財室（※）
環境部 環境政策課、環境活動推進課、水大気環境課、水大気環境課生活環境地盤対策室、地球温暖化対策課、資源循環推進課、資源循環推進課廃棄物監視指導室	環境局 環境政策部 環境政策課、環境活動推進課、水大気環境課、水大気環境課生活環境地盤対策室、地球温暖化対策課、資源循環推進課、資源循環推進課廃棄物監視指導室

健康福祉部 地域福祉課、障害福祉課、児童家庭課、子育て支援課	福祉局 福祉部 地域福祉課、障害福祉課 児童家庭課、子育て支援課
健康福祉部保健医療局 医療福祉計画課、医務課、障害福祉課こころの健康推進室、生活衛生課、医薬安全課	保健医療局 健康医務部 医療計画課、医務課、医務課こころの健康推進室 生活衛生部 生活衛生課、医薬安全課
産業労働部 産業振興課、中小企業金融課、労働福祉課	経済産業局 産業部 産業振興課 中小企業部 中小企業金融課 労働局 労働福祉課
振興部観光局 国際観光コンベンション課	観光コンベンション局 国際観光コンベンション課
農林水産部 農林検査課組合検査指導室(※)、農業振興課、水産課	農業水産局 農政部 農政課組合検査指導室(※)、農業振興課 水産課
農林水産部農林基盤局 農地計画課、農地整備課、森林保全課	農林基盤局 農地部 農地計画課、農地整備課 林務部 森林保全課
建設部 建設企画課、道路維持課、道路建設課、下水道課、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、都市整備課、公園緑地課 振興部 土地水資源課、航空対策課(※)	建設局 土木部 建設企画課 道路維持課、道路建設課、下水道課、河川課、砂防課、港湾課、航空空港課(※) 都市整備局 都市基盤部 都市計画課(土地水資源課一部業務含む)、都市整備課、公園緑地課
建設部建築局 住宅計画課、公営住宅課、公営住宅課県営住宅管理室、公共建築課、建築指導課	建築局 公共建築部 住宅計画課、公営住宅課、公営住宅課県営住宅管理室、公共建築課 建築指導課

※ 課名の変更

(情報企画課→情報政策課、農林検査課組合検査指導室→農政課組合検査指導室、航空対策課→航空空港課、生涯学習課文化財保護室→文化芸術課文化財室)

○ 局名及び課室名の変更(2021年4月 本庁組織再編による)

再編前	再編後
建設局 港湾課、航空空港課 都市整備局 都市基盤部 都市計画課、都市整備課、公園緑地課	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課、都市整備課、公園緑地課 港湾課、航空空港課

アクション項目 修正一覧 (2023 年 11 月改訂)

<目標値等の修正>

番号	項目	内容	
		修正	表記の整理
1-1-1	住宅の耐震化の促進	修正	表記の整理
1-1-2	建築物の耐震化の促進	修正	表記の整理
1-1-8	県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進	修正	取組内容の修正
1-2-12	海岸防災林の機能の維持・向上	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
1-3-1	災害に強い街づくりを支える土地区画 整理事業の促進	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
1-4-2	山地災害対策の推進	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
1-4-3	農業用ため池の耐震診断の実施	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
1-4-4	農業用ため池の整備の推進	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
1-4-5	農業用ため池のハザードマップの作成	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
1-4-6	基幹的農業水利施設の耐震化等の推進	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
1-8-3	高圧ガス等の事業所の防災対策の促進	修正	取組内容の修正
1-9-5	救急救命士の処置範囲拡大に係る講習 の実施	修正	表記の整理
1-10-4	災害拠点病院等の機能の強化	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正(災害 拠点病院数の増加(2022年度完了))
2-5-11	避難所におけるペット受入れ体制の推進	修正	アクション項目名の修正
3-3-4	流域下水道施設の耐震化の推進	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
3-6-3	中小企業のBCP策定等の促進	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
4-4-1	被災中小企業向けの災害復旧資金貸付 案内の作成	修正	アクション項目名及び取組内容の修正
5-2-8	可搬式応急ポンプの更新	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
5-2-9	避難路に利用できる林道の整備の推進	修正	計画期間延長に伴う事業量等の修正
5-3-2	震度情報ネットワークシステムの充実	修正	取組内容の修正(2022年度完了)
5-3-6	高度情報通信ネットワークの運営・更新	修正	取組内容の修正
5-3-8	耐震衛星通信施設・設備の運営	修正	表記の修正
5-3-10	高度情報通信ネットワークの非常用電源 設備の強化	修正	アクション項目名及び取組内容の修正
5-4-6	外国人に対する災害支援体制の整備	修正	取組内容の修正(第4次多文化共生推進 プラン(2022年12)と書きぶりを統一)
5-4-13	外国人旅行者向け安全確保策の周知	修正	表記の整理

第3次あいち地震対策アクションプラン アクション項目 目次

対策の柱 1	命を守る	P. 43
対策の柱 2	生活を守る	P. 61
対策の柱 3	社会機能を守る	P. 73
対策の柱 4	迅速な復旧・復興を目指す	P. 84
対策の柱 5	防災力を高める	P. 89

表記の注意事項

- ※ 複数の対策ターゲットに資するアクション項目は、原則として主たる対策ターゲットに記載しています。
- ※ ★を付したアクション項目は、重点テーマに位置付けた特に重要なアクション項目（重点アクション項目）です。
- ※ ●は2024年度までの目標等を表示しています。2024年度より前に目標を達成する場合には、（ ）内に目標達成年度を表示しています。

対策の柱 1 命を守る

大規模地震の発生時には、県民の命が危険にさらされることになります。

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、浸水・津波、火災など、地震・津波による直接的な要因から、救助・救急活動の不足、断水や交通機能の障害などの二次的な要因に至るまで、その要因は様々です。

対策の柱 1 では、県民の「命を守る」ことを目標として、取り組むべき対策を要因ごとに整理し、12 の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

〔重点テーマ及び進捗管理指標〕

重点テーマ	進捗管理指標	目標 【 】は年度
1. 住宅・建築物の耐震化の促進	①住宅の耐震化率	85%【2011】→95%【2020】 85%【2011】→95%【2025】 概ね解消【2030】(参考)
	②建築物の耐震化	耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数 15,302棟【2011】 →1/5に削減【2020】 耐震性が不十分な耐震診断義務付け建築物の棟数 ・多数の者が利用する大規模建築物等 33棟【2020】 →概ね解消【2025】(参考) ・防災上重要な建築物 12棟【2020】→概ね解消【2025】(参考) ・通行障害既存耐震不適格建築物 401棟【2020】→半数解消【2030】(参考)
	③学校の耐震化（非構造部材は除く）	97%【2013】→早期の完了
	④県有施設の耐震化率	85%【2013】→100%【2024】
2. 家具固定の促進	⑤家具の固定率	56%【2013】→65%【2024】
3. 浸水・津波避難対策の充実	⑥浸水・津波避難計画を策定している市町村の割合	33%(9市町村)【2015】 →100%(27市町村)【2024】
	⑦津波避難ビル等を指定している市町村の割合	41%(11市町)【2013】 →100%(27市町村)【2024】
	⑧本県被害予測調査等に基づく津波・浸水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施している市町村の割合	100%(27市町村)【2024】
	⑨浸水・津波避難訓練を毎年実施している市町村の割合	48%(13市町村)【2013】 →100%(27市町村)【2024】
	⑩住民への情報伝達手段を複数整備している市町村の割合	80%(43市町村)【2015】 →100%(全市町村)【2024】
4. 河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	⑪河川堤防の耐震化率 海岸堤防の耐震化率 (対象：第3次アクションプランの対策区間)	河川堤防 100%【2024】 海岸堤防 100%【2024】
	⑫農業用排水機場の耐震整備箇所数	24箇所【2014】

		→ 84 箇所【2024】
5. 地盤災害・火災 対策等の推進	⑬土砂災害防止法に基づく基礎調査箇所数	8,600 箇所【2014】 → 18,000 箇所【2019】
	⑭土砂災害危険箇所の施設整備箇所数（※） ※施設整備箇所数 土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、 地すべり防止施設の箇所数の合計	818 箇所【2014】 → 931 箇所【2024】
	⑮農業用ため池の耐震整備箇所数	45 箇所【2014】 → 188 箇所【2024】
	⑯大規模盛土造成地分布図の公表率	7.4%【2014】 → 100%【2024】
6. 災害医療活動の 充実	⑱DMAT の編成数	68 チーム【2015】 → 84 チーム【2024】
	⑲災害拠点病院、病院群輪番制参加病院等の 耐震化率（対策の柱 2）	72.8%【2015】 → 85%【2024】
7. 救助活動等の交通 基盤の整備の推進	⑳津波浸水区域の緊急輸送道路等の優先橋梁 の耐震化率 （対象：第 3 次アクションプランの対策橋梁）	100%【2024】

対策ターゲット 1-1 地震動から命を守る

地震による揺れに備え、住宅や学校施設等の耐震化の推進による建物被害の予防、吊り天井や外装材等の非構造部材の耐震対策、屋内の家具等の転倒防止対策の啓発等の取組を推進します。

<アクション項目>

〔担当局課室等〕

<p>1. 住宅の耐震化の促進 ★</p> <p>住宅の耐震診断、耐震改修の補助を行い耐震化を促進するとともに、住宅の段階的耐震改修や耐震シェルター整備への補助を行い、減災化も促進します。また、耐震化について、県民に対する啓発活動を行います。</p> <p>【2015～2024】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間住宅の耐震診断補助 130,000 戸 ●民間住宅の耐震改修補助 17,000 戸 	<p>建築局公共建築部 住宅計画課</p>
<p>2. 建築物の耐震化の促進 ★</p> <p>不特定多数の者や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模建築物や、避難路沿道建築物への耐震診断・耐震改修補助を実施し、耐震化を促進します。また、建築物の耐震化について所有者等への啓発活動を行います。</p> <p>【2015～2024】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物の耐震診断補助 1,100 棟 ●民間建築物の耐震改修補助 60 棟 	<p>建築局公共建築部 住宅計画課</p>

<p>3. 県有施設の耐震化の推進 ★</p> <p>県有施設の構造体の耐震改修を推進します。</p> <p>●耐震改修 非木造・200㎡以上の建築物のうち、Is 値が0.6未満の一般県有施設 16棟（2015年度完了（16棟のうち1棟はあり方検討施設となり除外））</p>	<p>関係局課室</p> <p>建築局公共建築部 公共建築課</p>
<p>4. 県立学校施設の耐震化の推進 ★</p> <p>県立学校施設（耐震診断結果が区分B：Is 値0.3以上0.7未満）の耐震化を推進します。</p>	<p>教育委員会 財務施設課</p>
<p>5. 市町村立学校施設の耐震化の促進 ★</p> <p>市町村立学校の校舎等の耐震化を促進します。</p>	<p>教育委員会 財務施設課</p>
<p>6. 私立学校施設の耐震化の支援</p> <p>私立学校の校舎等の耐震化を促進します。</p>	<p>県民文化局県民生活部 学事振興課私学振興室</p>
<p>7. 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進</p> <p>市町村や関係団体と連携し、必要な情報提供等を行うことにより、建築物の天井、外装材等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。</p>	<p>建築局公共建築部 住宅計画課</p> <p>建築局 建築指導課</p>
<p>8. 県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進</p> <p>県有施設の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震化を推進します。</p> <p>また、必要な技術的支援を得ながら、施設の天井の脱落防止措置及び外壁の落下防止措置等を計画的に実施するとともに、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進します。</p> <p>●特定天井脱落対策 11施設17室</p> <p>●天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会開催 1回/年</p> <p>※2018年度改訂時に目標を追加し、2023年度改訂時に施設廃止のため1施設1室を除外</p>	<p>関係局課室</p> <p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>9. 県立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進</p> <p>県立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を推進します。</p> <p>●県立高等学校武道場並びに特別支援学校遊戯室及び温水プールの吊り天井等の耐震対策（131棟）：40.5%（2019年）→100%（2022年） ※2021年度改訂時に目標を追加</p>	<p>教育委員会 財務施設課</p>

<p>10. 市町村立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進</p> <p>市町村立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。</p>	<p>教育委員会 財務施設課</p>
<p>11. 家具等の転倒防止対策の促進 ★</p> <p>家具固定ボランティアの養成や民間事業者と連携した啓発活動などを通じて、家具等の転倒防止対策を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家具固定推進検討会の設置（2015年度完了） ●家具固定推進検討会構成団体に対する取組報告の実施 1回以上／年 ※ 2021年度改訂時に目標を追加 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>12. 県有施設の家具固定等の推進</p> <p>県有施設の家具固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、家具固定及びガラス飛散防止措置を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●進捗状況の調査（毎年度） 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>13. 私立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進</p> <p>私立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。</p>	<p>県民文化局県民生活部 学事振興課私学振興室</p>
<p>14. 市町村地震対策事業の促進 ★</p> <p>市町村が行う地震対策事業に対して、南海トラフ地震等対策事業費補助金により、その経費の助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ地震等対策事業費補助金における市町村補助需要への対応度合い（補助要望があった市町村に対する補助採択率） 100% 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>15. 市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進 ★</p> <p>災害時の情報収集・伝達体制の強化のため、市町村の災害情報の伝達手段の多重化・多様化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域特性に適した組み合わせにより複数の情報伝達手段を整備する市町村 全市町村 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>16. 危険な空き家の除却等への支援</p> <p>市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援します。</p>	<p>建築局公共建築部 住宅計画課</p>

<p>17. 超高層建築物等における長周期地震動対策の促進</p> <p>超高層建築物等は、長周期地震動に共振して大きく揺れることが懸念されるため、既存の超高層建築物等の所有者等に対して自主的な検証や必要に応じた補強等の措置を促します。</p>	<p>建築局 建築指導課</p>
---	----------------------

対策ターゲット 1-2 浸水・津波から命を守る

地震により発生する浸水・津波に備え、避難訓練の実施やハザードマップの作成等の避難行動に係る取組と、河川堤防や海岸堤防の耐震化等の推進、水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の施設整備の取組を効果的に組み合わせて対策を推進します。

<アクション項目>

[担当局課室等]

<p>1. 市町村浸水・津波避難計画の策定の促進 ★</p> <p>浸水・津波避難計画策定の指針を作成し、浸水・津波が予想される市町村において浸水・津波避難計画の策定を促進します。</p> <p>●浸水・津波避難計画を策定している市町村 該当市町村全て (27 市町村)</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>2. 市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進 ★</p> <p>地域住民の浸水・津波避難意識の向上を図り、災害の際には迅速に避難できるようにするため、浸水・津波ハザードマップの作成を促進します。</p> <p>●浸水・津波ハザードマップを作成している市町村数 該当市町村全て (27 市町村)</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>3. 浸水・津波避難訓練の実施 ★</p> <p>地域住民の浸水・津波避難意識向上や避難の実効性の確保のため、浸水・津波避難訓練を実施します。また、沿岸住民等の早期避難の意識付けがなされるよう、市町村における津波避難訓練の実施を促進します。</p> <p>●津波・地震防災訓練の実施 1 回/年</p> <p>●浸水・津波避難訓練を毎年度実施している市町村数 該当市町村全て (27 市町村)</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>4. 浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進 ★</p> <p>市町村における避難場所の確保や避難路の設置、津波避難ビルの指定、避難場所などへの避難誘導標識等の設置を促進します。また、高速道路法面の避難場所としての利用のための調整を推進します。</p> <p>●南海トラフ地震等対策事業費補助金における市町村補助需要への対応度合い (補助要望があった市町村に対する補助採択率) 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>5. 農業水利施設の浸水・津波避難施設としての利用の推進 ★</p> <p>農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●階段等の設置 27箇所 	<p>農林基盤局農地部 農地整備課</p>
<p>6. 津波災害警戒区域内の避難促進施設（要配慮者利用施設）における避難確保計画の作成等の促進</p> <p>「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を促進します。</p>	<p>関係局課室 防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課 建設局 河川課</p>
<p>7. 河川・海岸堤防の耐震化等の推進 ★</p> <p>津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地海岸堤防の耐震化 3.8km※2021年度改訂時に当初目標(2.4km)を上方修正 ●河川堤防の耐震化 47.6km※2021年度改訂時に対策の変更に伴い当初目標(57.2km)を修正 ●建設海岸堤防の耐震化 20.7km ●建設海岸堤防の補強・補修 5.0km 	<p>農林基盤局農地部 農地計画課 農地整備課 建設局 河川課</p>
<p>8. 港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進 ★</p> <p>津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化及び新設を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●港湾海岸堤防の耐震化 2.9km ●漁港海岸堤防の耐震化 3.4km ●港湾海岸堤防の補強・補修 0.9km ●漁港の津波対策施設の新規設置 1.4km 	<p>都市・交通局 港湾課</p>
<p>9. 河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進 ★</p> <p>河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進します。また、排水機場については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進します。</p>	<p>建設局 河川課 都市・交通局 港湾課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ●河川の水閘門・排水機場等の耐震化 27 施設 ●建設海岸の水門等の耐震化 20 基 ●港湾海岸の水門等の耐震化 18 基 ●漁港海岸の水門等の耐震化 32 基 	
<p>10. 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進 ★</p> <p>津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 3 施設 ●建設海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 12 施設 ●港湾海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 5 施設 ●漁港海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 10 施設 	<p>建設局</p> <p>河川課</p> <p>都市・交通局</p> <p>港湾課</p>
<p>11. 農業用排水機場の耐震化等の推進 ★</p> <p>地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水機場の耐震化、農業用排水路の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排水機場の耐震化 60 箇所 ●排水路の耐震化 39.3km 	<p>農林基盤局農地部</p> <p>農地整備課</p>
<p>12. 海岸防災林の機能の維持・向上</p> <p>堤防の背後に位置し、飛砂防備や潮害防備とともに津波の減勢効果を併せ持つ海岸防災林の機能の維持・向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●継続的な保育、改植工等の実施 300ha 	<p>農林基盤局林務部</p> <p>森林保全課</p>
<p>13. 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の促進 ★</p> <p>市町村、企業等が取るべき防災対応の計画策定の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえた、南海トラフ地震防災対策推進計画を変更した市町村の割合 全市町村 	<p>防災安全局防災部</p> <p>防災危機管理課</p> <p>災害対策課</p>

<アクション項目（再掲）>

<p>市町村地震対策事業の促進 ★</p> <p>対策ターゲット 1-1 14. のアクション項目の再掲</p>	<p>防災安全局防災部</p> <p>災害対策課</p>
<p>市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進 ★</p> <p>対策ターゲット 1-1 15. のアクション項目の再掲</p>	<p>防災安全局防災部</p> <p>災害対策課</p>

対策ターゲット 1-3 火災から命を守る

地震により発生する火災に備え、土地区画整理事業の促進や公園緑地整備の推進、密集市街地の解消等、火災に強いまちづくり等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当局課室等]

<p>1. 災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進</p> <p>避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業を促進します。</p> <p>●510ha</p>	<p>都市・交通局都市基盤部 都市整備課</p>
<p>2. 市街化区域内の公園緑地整備の推進</p> <p>火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、市街化区域内の公園緑地整備を推進します。</p> <p>●3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得 1.4ha</p>	<p>都市・交通局都市基盤部 公園緑地課</p>
<p>3. 密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進 ★</p> <p>地震時等に著しく危険な密集市街地について、老朽建築物等の除却や小規模な道路整備を促進すること等により、改善を促進します。</p>	<p>建築局公共建築部 住宅計画課</p>
<p>4. 耐震性貯水槽始め市町村消防水利の確保の支援</p> <p>市町村における消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備を支援します。</p> <p>●国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率） 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>5. 感震ブレーカーの普及啓発等</p> <p>地震時における火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施します。</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>

対策ターゲット 1-4 地盤災害等から命を守る

発災時の土砂の流出や山地崩壊などの土砂災害を防ぐため、土砂災害対策や山地災害対策の推進、農業用ため池や農業水利施設の耐震化等の対策を推進します。

<アクション項目>

[担当局課室等]

<p>1. 土砂災害対策の推進 ★</p> <p>地震等により発生する土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、土砂災害の危険がある区域を明らかにするため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進します。</p> <p>また、民間住宅・建築物の土砂災害対策に係る改修への補助を行います。</p>	<p>建設局 砂防課 建築局公共建築部 住宅計画課</p>
<p>2. 山地災害対策の推進</p> <p>森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため、重要な保全対象について治山施設の整備を推進します。</p> <p>●地域森林計画区の山地災害危険地区内における治山施設の整備 120 箇所</p>	<p>農林基盤局林務部 森林保全課</p>
<p>3. 農業用ため池の耐震診断の実施</p> <p>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池のうち、耐震性の確認が未了となっているため池について、耐震診断を実施します。</p> <p>●365 箇所 ※2018 年度改訂時に当初目標（78 箇所）を、2021 年度改訂時に目標（170 箇所）を上方修正</p>	<p>農林基盤局農地部 農地計画課</p>
<p>4. 農業用ため池の整備の推進 ★</p> <p>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池のうち、老朽化が著しいものや耐震性が不足しているものについて、耐震化等の整備を推進します。</p> <p>●143 箇所 ※2021 年度改訂時に当初目標（87 箇所）を上方修正</p>	<p>農林基盤局農地部 農地整備課</p>
<p>5. 農業用ため池のハザードマップの作成 ★</p> <p>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池について、ハザードマップを作成します。</p> <p>●395 箇所 ※2018 年度改訂時に当初目標（83 箇所）を、2021 年度改訂時に目標（187 箇所）を上方修正</p>	<p>農林基盤局農地部 農地計画課</p>
<p>6. 基幹的農業水利施設の耐震化等の推進</p> <p>基幹的農業水利施設の損壊による人命、人家、公共施設等の被害を防止するため、施設整備を推進します。</p>	<p>農林基盤局農地部 農地計画課 農地整備課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ●基幹的農業水利施設の耐震化 48.9km (県営) ●大規模農業水利施設の耐震化 着工 6 地区 (うち完了 2 地区) (国・機構営) <p>※2018 年度改訂時に当初目標 (着工 4 地区 (うち完了 1 地区)) を上方修正</p>	
<p>7. 大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進 ★</p> <p>大規模盛土造成地の分布状況、規模及び安全性を把握し、宅地の耐震化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模盛土造成地分布図の公表率 100% (2019 年度完了) 	<p>建築局 建築指導課</p>
<p>8. 亜炭鉱跡地対策の促進</p> <p>亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業の実施について、国に働きかけを行います。</p>	<p>経済産業局産業部 産業振興課</p>
<p>9. 地盤沈下防止対策の推進</p> <p>工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、地下水採取の規制指導を行うとともに、地盤沈下状況の調査・観測などの「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づく施策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水準測量調査等の実施及び調査結果の公表 1 回/年 ●尾張地域の地下水揚水量 49 万 m³/日以下 	<p>環境局環境政策部 水大気環境課生活 環境地盤対策室</p>

対策ターゲット 1-5 ライフライン障害から命を守る

発災時の水道水の安定供給を図るため、被災時に必要とされる水量を確保するための計画の作成の促進等を図ります。

<アクション項目>

[担当局課室等]

<p>1. 必要水量を確保するための実効性のある計画作成の指導</p> <p>各水道事業者で策定している地震対策マニュアル等で被災時に必要とされる水量を確保するための実効性のある計画の作成を促進します。</p> <p>また、計画策定後は、実効性の検証や計画の見直しを随時行うよう、指導していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画の策定率 100% (2019 年度) ※2018 年度改訂時に目標年度 (2017 年度) を修正 (2019 年度完了) 	<p>保健医療局生活衛生部 生活衛生課</p>
--	-----------------------------

対策ターゲット 1-6 交通の混乱から命を守る

発災時の交通システムの混乱に備え、交通管制施設の整備、交通対策資機材の整備を推進し、緊急交通路の確保等を図ります。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 緊急交通路の確保 被災状況等を踏まえた交通規制を実施し、緊急交通路を確実に確保します。</p>	<p>警察本部 交通規制課</p>
<p>2. 交通管制施設の整備の推進 緊急交通路の確保を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう計画的に施設整備を推進します。</p>	<p>警察本部 交通規制課</p>
<p>3. 交通対策資機材の整備の推進 大規模災害時における緊急交通路の確保を始めとする交通規制を確実に担保するため、交通対策資機材の整備を推進します。</p>	<p>警察本部 交通規制課</p>

対策ターゲット 1-7 燃料や電力の確保により命を守る

発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備します。

また、災害拠点病院等の重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力を確実に確保し、円滑に供給するための体制を整備します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 災害応急活動を実施するための石油燃料の確保 石油商業組合との「災害時の石油燃料の優先供給に関する協定」に基づき、災害応急活動に従事する緊急通行車両等の燃料確保に努めます。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>2. 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保 石油連盟と協定を締結し、県庁、市役所、災害拠点病院等に設置された自家発電用の重油タンクに対して、災害時に重油が円滑に運搬できる体制を整備します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>3. 警察・消防車両等の石油燃料の確保 石油商業組合との災害時の燃料の供給拠点として整備した中核給油所等の燃料在</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

庫を積み増す協定を締結し、その燃料を災害時の警察・消防車両等の燃料として確実に確保します。	
4. 重要施設への電力の臨時供給のための体制整備 災害発生時に電源車による電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設のリストをあらかじめ作成し、電力事業者と共有します。	防災安全局防災部 災害対策課
5. 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備 大規模停電・通信障害の早期復旧体制の強化を図るため、電力会社及び通信事業者と連携協定を締結し、災害時における早期復旧作業について連携・協力体制を構築します。	防災安全局防災部 災害対策課

対策ターゲット 1-8 危険物等から命を守る

発災時に揺れや液状化、津波により危険物や有害物質が流出すること等を防ぐため、各種の危険物貯蔵施設の耐震化や防災対策を促進するほか、危険物等の流出防止に係る指導等を実施します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 石油コンビナート泡消火薬剤の整備の推進 石油コンビナート泡消火薬剤を順次更新します。 ●泡消火薬剤の更新 5.0kℓ程度/年	防災安全局防災部 消防保安課
2. 石油コンビナート等防災訓練の実施 地震発生時における事業所等の応急予防措置や応急対策を円滑に実施するために、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施します。 ●防災訓練の実施 1回/年	防災安全局防災部 消防保安課
3. 高圧ガス等の事業所の防災対策の促進 高圧ガス製造事業所や煙火製造所等に対して、講習会等を利用して防災対策の周知を図ります。 ●講習会の開催 電気 5回/年、火薬 5回/年、高圧ガス 7回/年	防災安全局防災部 消防保安課産業保安室

<p>4. 特定製造事業所の高圧ガス設備の耐震化の促進</p> <p>大規模な高圧ガス製造事業所にある重要度の高い耐震設計構造物について、耐震性能の調査・評価を実施し、十分な耐震性能を有していない設備については、耐震補強を促進します。</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課産業保安室</p>
<p>5. 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導</p> <p>毒物劇物大量保管施設に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査時において、必要に応じ指導等を行うとともに、地震等の災害発生時の応急体制等について確認を行います。</p> <p>●毒物劇物大量保管施設への立入検査 15 件程度／年</p>	<p>保健医療局生活衛生部 医薬安全課</p>
<p>6. 有害化学物質の流出等防止対策の指導</p> <p>有害化学物質に関し、立入検査時に適正管理や事故時の措置の徹底等を指導します。</p> <p>有害化学物質使用工場への大気汚染防止法に基づく立入検査時において、事故時の措置の徹底等を指導します。</p> <p>有害物質使用工場・事業場への水質汚濁防止法に基づく立入検査時において、排水基準及び構造基準の遵守や事故時の措置の徹底等を指導します。</p> <p>汚染土壌処理業者への土壌汚染対策法に基づく立入検査時において、汚染土壌の処理に関する基準の遵守等を指導します。</p>	<p>環境局環境政策部 環境活動推進課 水大気環境課</p>
<p>7. 石綿飛散防止対策の周知</p> <p>震災発生時の倒壊建屋等から、石綿（アスベスト）の除去等が適切に実施されるよう、建築物の解体工事等における石綿飛散防止対策の実施について、立入検査を通じて周知、啓発を行います。</p> <p>●解体工事現場立入検査 400 件程度／年 ※2018 年度改訂時に当初目標（200 件程度）を上方修正</p>	<p>環境局環境政策部 水大気環境課</p>
<p>8. 産業廃棄物飛散流出等防止対策の指導</p> <p>地震時における産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発散の防止措置について、立入検査を通じて関係事業者に指導します。</p>	<p>環境局 資源循環推進課廃棄物監視指導室</p>
<p>9. PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減</p> <p>PCB 廃棄物保管事業者に対し、計画的処理推進を指導するとともに、県有施設で保管している PCB 廃棄物を計画的に処理します。</p> <p>●高濃度 PCB 変圧器・コンデンサー等の処理の進捗率 100%（2022 年度）</p> <p>●高濃度 PCB 安定器及び汚染物等の処理の進捗率 100%（2021 年度）</p>	<p>環境局 資源循環推進課廃棄物監視指導室</p>

<p>●県有施設で保管している高濃度 PCB 廃棄物の処理完了（2021 年度）</p> <p>※2021 年度改訂時に当初目標年度（2020 年度）を修正</p>	
--	--

対策ターゲット 1-9 救助活動により命を守る

地震の揺れ、浸水・津波、火災等により発生する多数の要救助者や負傷者に対応するため、救助活動、負傷者対応活動の機能向上や応援部隊の受援体制の強化等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 安全かつ円滑な航空消防防災活動の推進</p> <p>航空消防防災活動を安全かつ円滑に行うため、最新の防災ヘリコプター及びヘリコプターテレビ電送システムを整備します。また、整備後は適正な管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災ヘリコプター「わかしゃち」の更新（2017 年度完了） ●ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備を含む）の更新（2016 年度完了） 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>2. 防災航空隊の充実強化</p> <p>防災ヘリコプターを適切に維持管理し、安全かつ円滑に運航します。また、装備品の更新、訓練の充実、関係機関との連携を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災航空隊が使用する消防用のアナログ 150MHz 帯無線設備を、デジタル 260MHz 帯設備に変更（2015 年度完了） ●研修会、訓練等を通じて、ヘリコプターを運用する岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市、愛知県警察、海上保安庁等との連携を推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●夜間訓練、様々な状況を想定した訓練、他の防災関係機関又は医療機関と連携した訓練等の実施 ●名古屋飛行場内又は周辺の関係事業者との協定などにより、ヘリベースとして必要な運航支援、整備、食糧、宿泊等の機能を確保 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>3. 緊急消防援助隊の受援体制の強化</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震発生時に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」を見直し、計画にもとづく訓練を実施するとともに、消防学校を始めとした活動拠点に、各部隊の活動に必要な環境を整える</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>

<p>など、受援体制の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急消防援助隊受援計画の見直し ●県内全消防本部と防災関係機関との合同訓練の実施 1回/年 ●他県と連携した合同訓練の実施 	
<p>4. 救助活動を行う県内消防本部職員の災害対応力の強化</p> <p>災害時に救助・救急活動を行う県内消防本部職員に対し、外傷・災害対応講習を実施して災害対応力を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外傷・災害対応講習の受講者 100人/年 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>5. 救急救命士の処置範囲拡大に係る講習の実施</p> <p>県内消防本部の救急救命士に対して、負傷者対応に効果的な新たな救命処置に係る追加講習を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●処置拡大救急救命士の養成 1,550人 <p>※対象者への追加講習は2021年度をもって事業完了</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>6. 救出救助資機材等の整備の推進</p> <p>被災者等の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進します。</p>	<p>警察本部 警備第二課</p>
<p>7. 救出救助を担う機関との連携強化</p> <p>災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救助機関相互の一層の連携強化を図ります。</p> <p>合わせて、救出救助活動の支援を行う民間の団体との連携を図ります。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

対策ターゲット 1-10 災害医療活動により命を守る

大規模災害時における多数の傷病者に対応するため、災害拠点病院の機能強化、災害医療調整機能の強化、広域医療搬送体制の確立等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 災害医療調整機能の強化 ★</p> <p>医療救護活動計画を策定し、関係機関と連携した訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療救護活動計画の策定 	<p>保健医療局健康医務部 医務課</p>
--	---------------------------

<p>●保健医療調整本部、保健医療調整会議に係る訓練の実施 1回/年</p>	
<p>2. 災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保</p> <p>EMIS（広域災害・救急医療情報システム）未登録病院に対し、登録を促進します。</p> <p>EMIS・衛星電話・無線等を活用した研修・訓練を実施します。</p> <p>●情報収集等の研修・訓練の実施 4回以上/年</p>	<p>保健医療局健康医務部 医務課</p>
<p>3. 広域医療搬送体制の確立 ★</p> <p>SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）に必要な資器材の整備・維持管理を行います。</p> <p>SCUの設置・運営訓練を実施します。</p> <p>●訓練の実施 1回/年</p>	<p>保健医療局健康医務部 医務課</p>
<p>4. 災害拠点病院等の機能の強化 ★</p> <p>新たな災害拠点病院の指定の実施と既存の災害拠点病院等の機能強化を指導し、地域の他の病院や関係機関との訓練の実施を支援します。</p> <p>また、災害対策マニュアルの作成を促進します。</p> <p>●2013年4月から適用の新たな要件を満たす災害拠点病院数 36病院 ※2018年度改訂時に目標年度（2017年度）を修正</p> <p>●BCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルを策定している災害拠点病院数 すべての災害拠点病院（36病院） ※2018年度改訂時に目標を追加</p>	<p>保健医療局健康医務部 医務課</p>
<p>5. 市町村水道施設（災害拠点病院へ至る配水管）の耐震化の促進</p> <p>災害拠点病院へ供給する配水管の耐震化を促進します。</p> <p>●災害拠点病院へ供給する配水管の耐震化率 100%</p>	<p>保健医療局生活衛生部 生活衛生課</p>
<p>6. 市町村水道施設（災害拠点病院へ至る配水池）の耐震化の促進</p> <p>災害拠点病院へ供給する配水池の耐震化を促進します。</p> <p>●災害拠点病院へ供給する配水池の耐震化率 100%</p>	<p>保健医療局生活衛生部 生活衛生課</p>
<p>7. 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備 ★</p> <p>災害時医薬品等の備蓄及び医薬品搬送等訓練を実施します。</p> <p>●災害時医薬品等（医薬品68品目、医療機器11品目、衛生材料39品目）の備蓄</p> <p>●医薬品搬送等訓練の実施 1回/年</p>	<p>保健医療局生活衛生部 医薬安全課</p>

<p>8. DMAT の活動体制の確保 ★</p> <p>大規模災害時に災害拠点病院がその機能を発揮できるよう、DMAT（災害派遣医療チーム）の養成及び質の向上を図ります。</p> <p>●DMAT の編成数 84 チーム</p>	<p>保健医療局健康医務部 医務課</p>
--	---------------------------

対策ターゲット 1-11 救助活動等の交通基盤を整備する

発災時に県民の命を守る上で不可欠な救助、救急、医療及び消火活動を着実に実施するために必要な交通基盤の整備を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 緊急輸送道路等の整備の推進</p> <p>救助活動や物資輸送などを着実に実施するために緊急輸送道路等の整備を推進します。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域等では、道路網の充実に努めます。</p> <p>●107.9km</p>	<p>建設局 道路建設課 都市・交通局都市基盤部 都市整備課</p>
<p>2. 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進 ★</p> <p>緊急輸送道路等における重要な橋梁について、橋梁本体の耐震補強を推進します。特に、ゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下のおそれがある地域においては、段差対策を推進します。</p> <p>●橋梁の耐震化 40 橋</p>	<p>建設局 道路維持課</p>
<p>3. 臨港道路橋梁の耐震化の推進 ★</p> <p>臨海部における救助活動や緊急物資の輸送などを着実に実施するとともに、港湾の物流機能の途絶を防ぐため、主要な橋梁の耐震化を推進します。</p> <p>●臨港道路橋梁の耐震化 3 橋（2019 年度完了）</p> <p>●臨港道路橋梁の耐震化に向けた調査 1 橋 ※2021 年度改定時に目標を追加</p>	<p>都市・交通建局 港湾課</p>
<p>4. 県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化の推進 ★</p> <p>県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化を推進します。</p> <p>●耐震補強工事の実施 3 箇所 ※2021 年度改定時に目標を追加</p>	<p>都市・交通建局 航空空港課</p>

対策ターゲット 1-12 安否不明状態を解消する

発災後に安否不明状態が長期間継続することを防ぐため、行方不明者の相談受理を迅速に実施する体制を整備します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 行方不明者相談体制の整備</p> <p>行方不明者に関する相談対応を迅速に実施するため、臨時電話回線、電話機及びデータの集約整理機器等の整備の検討を行うとともに、検証訓練を実施します。</p> <p>●検証訓練の実施 1回以上/年</p>	<p>警察本部 人身安全対策課</p>
--	-------------------------

対策の柱2 生活を守る

大規模地震の発生後には、生活に必要な衣食住や医療・介護の確保・提供、教育や雇用の確保・提供、これらの基盤となる交通機能や生活環境の維持など、県民の生活を守るための取組が必要とされます。

対策の柱2では、県民の「生活を守る」ことを目標として、取り組むべき対策を要因ごとに整理し、11の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

〔重点テーマ及び進捗管理指標〕

重点テーマ	進捗管理指標	目標 【 】は年度
8. 避難生活環境の確保	②地域が主体となった避難所運営と避難所として指定する施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の避難所運営マニュアルが地域で展開され、地域が主体となった避難所運営が行われるよう市町村へ働きかける。 ・避難所として指定する施設のバリアフリー化を進めるため補助金の活用などを市町村へ働きかける。
9. 災害用備蓄の促進及び支援物資の円滑な配送体制の確保	②家庭内備蓄を3日分以上している県民の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・食料 39.2%【2021】 → 前回調査を上回る ・飲料水 46.5%【2021】 → 前回調査を上回る
	③物流事業者（輸送事業者等）と連携した円滑な物資輸送体制の構築（県・市町村）	被災者の手元まで支援物資が届くよう、避難所までの物流体系を整えるとともに、マンパワー不足を解消する。

（再掲）

災害医療活動の充実	災害拠点病院、病院群輪番制参加病院等の耐震化率	72.8%【2015】 → 85%【2024】
	DMATの編成数（対策の柱1）	68チーム【2015】 → 84チーム【2024】

対策ターゲット 2-1 医療・看護機能を守る

発災後の生活における医療機能支障・看護機能支障を防ぐため、災害拠点病院をはじめとする医療施設の耐震化の支援等の取組を推進します。

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

<p>1. 医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援 ★</p> <p>医療施設（災害拠点病院等）の耐震化を促進します。</p> <p>●災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率 85%</p>	<p>保健医療局健康医務部 医務課</p>
---	---------------------------

<p>2. 入院患者や透析患者等の搬送手段の確保</p> <p>愛知県バス協会との協定を見直し、広域的な避難や転院搬送が必要となった県民を搬送できる体制を整備します。</p> <p>また、愛知県タクシー協会や名古屋タクシー協会と協定を締結し、人工透析患者を含めた被災者の転院搬送や避難が円滑に行える体制を整備します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>3. 社会福祉施設の非常用電源確保の促進</p> <p>要配慮者に関わる社会福祉施設における発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保を促進します。</p> <p>●県所管の児童養護施設等における非常用自家発電設備の設置率 70%</p>	<p>福祉局福祉部 地域福祉課、障害福祉課 福祉局 高齢福祉課、児童家庭課、子育て支援課</p>
<p>4. 病院の非常用電源確保の促進</p> <p>病院における発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保を促進します。</p> <p>●災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センターにおける発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保 37 病院</p>	<p>保健医療局健康医務部 医務課 病院事業庁 管理課</p>

対策ターゲット 2-2 保健・介護機能を守る

発災後の生活における保健機能支障・介護機能支障を防ぐため、保健活動体制の整備や社会福祉施設の耐震化の支援等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 災害時保健師活動体制の整備の促進</p> <p>災害時保健師初動体制構築訓練（情報伝達訓練等）を実施します。</p> <p>●災害時保健師初動体制構築訓練（情報伝達訓練等）の実施 1 回/年</p>	<p>保健医療局健康医務部 医療計画課</p>
<p>2. 災害時の市町村保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しの支援</p> <p>災害時の市町村保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを支援します。</p>	<p>保健医療局健康医務部 医療計画課</p>
<p>3. 「愛知県災害時保健師活動マニュアル」の普及啓発</p> <p>「愛知県災害時保健師活動マニュアル」の普及啓発（会議・研修等）を実施します。</p> <p>●会議・研修等の実施 1 回以上/年</p>	<p>保健医療局健康医務部 医療計画課</p>

<p>4. 災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備 ★</p> <p>各市町村における災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図ります。</p> <p>※ 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方</p>	<p>福祉局福祉部 地域福祉課</p>
<p>5. 社会福祉施設の耐震化の支援</p> <p>社会福祉施設の耐震化を促進します。</p> <p>保育所については、児童の安全確保の観点から、子育て支援対策基金等の積極的な活用を市町村に働きかけることで、施設の耐震化対策の実施を支援します。</p> <p>●保育所 2箇所程度／年</p>	<p>福祉局 児童家庭課 子育て支援課</p>
<p>6. 消毒等防疫体制の整備</p> <p>消毒等防疫体制の整備を図ります。</p>	<p>感染症対策局 感染症対策課</p>

対策ターゲット 2-3 心のケア活動や生活相談対応により生活を守る

発災後の精神的ショック等による被災者の心の健康悪化に対応するため、災害時の心のケア活動の充実や、生活相談対応の充実等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 災害時の心のケア活動に関する研修会の実施</p> <p>精神保健医療福祉の関係者が、災害時のDPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動や、被災時に起こるストレス反応について理解し、発災時に適切に心のケア活動ができるように研修を実施します。</p> <p>●受講者数 50人／年</p>	<p>保健医療局健康医務部 医務課こころの健康推進室</p>
<p>2. 生活相談対応の充実</p> <p>災害時の県民相談の迅速・的確な運営を確保するため、大規模災害時における県民相談の充実を図るとともに、県民相談チーム運用訓練による職員の防災能力の向上を図ります。</p> <p>●「県民相談活動マニュアル」及び「災害時の県民相談Q & A」の随時更新 ●関係職員を対象とした県民相談チーム運用訓練の実施 20人程度／年</p>	<p>県民文化局県民生活部 県民生活課 防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>3. 災害に便乗した悪質商法等に関する注意喚起の実施</p> <p>県消費生活総合センター等に寄せられた相談情報をもとに、災害に関連した消費者トラブルを取りまとめ、手口や対処法について、注意喚起情報（「あいちクリオ通信」等）を発信します。</p>	<p>県民文化局県民生活部 県民生活課</p>
---	-----------------------------

対策ターゲット 2-4 水・食料・物資不足から生活を守る

発災後の飲料水や食料・生活必需品の不足等に対応するため、家庭内備蓄の促進や行政における備蓄物資の整備、災害時の物流体制の強化等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 家庭内備蓄の促進 ★</p> <p>出前講座等による講師派遣や防災パンフレットの配布、イベント等を通じて、災害時に備えて、各家庭で可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の食料及び飲料水を備蓄し、災害発生時にはそれを避難所へ持参していただくよう呼びかけていきます。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>2. 初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保 ★</p> <p>県及び市町村があらかじめ購入・備蓄する災害救助用物資について、東日本大震災の事例や本県被害予測調査結果を踏まえ、発災直後に必要となる物資の品目・数量を精査し、充実・確保を図ります。</p> <p>●県が拠出するべき災害救助用物資の確保（充足）率 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>3. 市町村の食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備の促進 ★</p> <p>市町村の食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫の整備を支援し、備蓄力の強化を促進します。</p> <p>●国補助制度（消防防災施設整備費補助金）における市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率） 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>4. 食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備 ★</p> <p>東日本大震災の事例や本県被害予測調査結果を踏まえ、調達協定の締結等による民間調達先のさらなる確保及び民間からの円滑な調達スキームの構築を図ります。</p> <p>●災害時物資提供協定締結事業者協議会の開催 1回/年 ※2018年度改訂時に目標を追加</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>5. 災害時の物流体制の強化 ★</p> <p>東日本大震災や 2016 年熊本地震における被災地の状況や、大規模地震・津波災害応急対策対処方針等を踏まえ、南海トラフ地震を見据えた災害時の物流体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有識者、民間事業者、市町村等による「災害時物流円滑化検討会」の開催、物流及び人的支援の体制強化に向けた検討の実施 1 回／年 ●災害時広域物資輸送拠点の災害物流訓練の実施 ●東海倉庫協会との物資の保管等に関する協定に係る実施細目の作成 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
--	---------------------------

対策ターゲット 2-5 避難所等での生活を守る

劣悪な衛生環境等による避難所の生活環境の悪化や、災害関連死を防ぐため、避難所や在宅避難者の生活環境の確保のための取組や、災害時要配慮者の避難生活の支援の充実等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備 ★</p> <p>被災市町村への福祉人材の派遣に関する連携組織の立上げや愛知県災害福祉広域支援推進会議の開催、DCAT（災害派遣福祉チーム）の創設、養成・育成、社会福祉施設等での受入体制の構築等、災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進します。また、市町村に対して「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」の普及を図ります。</p>	<p>福祉局福祉部 地域福祉課・関係課</p>
<p>2. 「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知</p> <p>市町村等に対して、マニュアルを周知し、避難所における生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保に努めます。</p>	<p>保健医療局生活衛生部 生活衛生課</p>
<p>3. 市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施 ★</p> <p>被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるように、市町村の実態に合わせた避難所運営マニュアルを、全市町村で作成するよう助言するとともに、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取り組みを促します。また、市町村が実施する避難所運営訓練において、モニタリング・アセスメントの実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村における避難所運営マニュアルの整備 全市町村（2016 年度完了） 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>●県・市町村と地域住民による避難所開設・運営訓練の実施 ※2018 年度改訂時に目標を追加</p>	
<p>4. 災害時要配慮者の避難生活の支援 ★</p> <p>市町村が実施する避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材の整備を支援します。</p> <p>●南海トラフ地震等対策事業費補助金の「災害時要配慮者対策事業」における市町村補助需要への対応度合い（当該事業の補助要望があった市町村に対する補助採択率） 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>5. 避難行動要支援者の支援体制の整備の促進 ★</p> <p>市町村における避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、福祉避難所の設置を促進します。</p> <p>※ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方</p>	<p>福祉局福祉部 地域福祉課</p>
<p>6. 避難所への再生可能エネルギーの導入の支援</p> <p>再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、市町村が行う避難所への再生可能エネルギーの導入に対して、その経費の助成を行います。（2016 年度にて事業終了）</p>	<p>環境局 地球温暖化対策課</p>
<p>7. 指定避難所の指定の促進</p> <p>指定避難所の指定が促進されるよう、市町村に対して必要な助言や情報提供等の支援を行います。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>8. 保健師等による避難所等の支援体制の整備</p> <p>防災計画、医療救護活動計画及び「愛知県災害時保健師活動マニュアル」等に基づき、市町村・各保健所が相互に協力し、迅速・適正・効果的に保健活動を展開するために、研修会や会議を通じて体制整備を図ります。</p> <p>●会議・研修等の実施 1 回以上／年</p>	<p>保健医療局健康医務部 医療計画課</p>
<p>9. 避難所運営における避難所外避難者への対策の整備</p> <p>在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者に食料、物資及び医療などの情報を提供できるよう、避難所運営マニュアルの見直しを行うとともに、見直し後のマニュアルの内容の普及を図ります。</p> <p>また、避難所運営業務における避難所外避難者への支援の重要性について啓発していきます。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>●市町村避難所運営マニュアルへの避難所外避難者支援に係る記載 全市町村</p>	
<p>10. 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進 ★</p> <p>市町村が主体で実施する「避難所における感染防止対策研修」の支援を行うとともに、避難所運営マニュアルの別冊である「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の内容の普及を図ります。</p> <p>また、市町村が実施するマスク、パーティション等の感染症対策資機材の整備を支援します。</p> <p>●市町村避難所運営マニュアルへの感染症対策に係る記載 全市町村</p> <p>●南海トラフ地震等対策事業費補助金における市町村補助需要への対応度合い（補助要望があった市町村に対する補助採択率） 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>11. 避難所におけるペット受入れ体制の推進</p> <p>市町村等における避難所のペット受入れ体制の整備が促進されるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行います。</p> <p>●会議・研修会等での助言や情報提供 1回以上/年</p>	<p>保健医療局生活衛生部 生活衛生課</p>
<p>12. 災害時要配慮者の避難所としてのホテル・旅館等の活用</p> <p>市町村職員等に対して、ホテル・旅館等の活用や、被災時における支援の在り方等を周知します。</p> <p>●市町村連絡会議 1回以上/年</p>	<p>県民文化局県民生活部 社会活動推進課多文化共生推進室 福祉局福祉部 地域福祉課</p>
<p>13. 避難所の非常用電源としての電動車等の活用の推進</p> <p>避難所や中山間地の集落などにおける非常用電源としての電動車等の活用について、市町村に対して情報提供等の支援を行います。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

対策ターゲット 2-6 二次災害から生活を守る

揺れや液状化等により被災した建物や宅地等において、二次災害が発生することを防ぐため、被災建築物や被災宅地に関する応急危険度判定体制を充実します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備</p> <p>被災建築物応急危険度判定士を養成するとともに、訓練等の実施により実施体</p>	<p>建築局公共建築部 住宅計画課</p>
--	---------------------------

<p>制の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●判定士の養成・登録 10,000 人程度 	
<p>2. 被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備</p> <p>大規模な地震等の災害により被災した宅地について、二次災害の危険性があるかどうかを判断する被災宅地危険度判定士を養成し、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●判定士養成講習会を実施し、判定士人数（800 人）を維持 ●調整員机上訓練を実施し各市町村 1 人以上の調整員を養成 	<p>建築局 建築指導課</p>

対策ターゲット 2-7 仮設住宅・一時的な転居先での生活を守る

揺れによる自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに対応するため、仮設住宅の建設に係る体制や、県営住宅をはじめとした公共賃貸住宅への一時入居に係る体制、民間借上げ住宅の提供に係る体制を整備します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 応急仮設住宅建設に係る体制の整備</p> <p>応急仮設住宅の建設候補地及び「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の見直しを行うとともに、応急仮設住宅の建設に係る市町村との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練を実施することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するための体制の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●応急仮設住宅建設候補地の確保 30,191 戸分 ●応急仮設住宅建設模擬訓練の実施 1 回以上/年 	<p>建築局公共建築部 公営住宅課</p>
<p>2. 公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備</p> <p>発災時に迅速に被災者へ住居を提供するために、公的団体と情報交換を行い、常時、空家を把握することにより、被災時の一時入居に係る体制整備を推進します。</p>	<p>建築局公共建築部 公営住宅課県営住宅管理室</p>
<p>3. 賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備</p> <p>賃貸型応急住宅の提供に係る運用マニュアルの作成を推進します。</p>	<p>建築局公共建築部 公営住宅課県営住宅管理室</p>
<p>4. (昭和 56 年以前建設の) 公営住宅の整備の推進</p> <p>昭和 56 年以前建設の公営住宅の建替工事及び長寿命化改善工事を実施します。</p>	<p>建築局公共建築部 公営住宅課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ●県営住宅の建替工事の推進：1750戸（2025年度末）（参考） ●県営住宅の長寿命化改善工事の推進：875戸（2025年度末）（参考） 	
---	--

対策ターゲット 2-8 帰宅困難者を支援する

外出先や勤務先での被災により、駅周辺等において大量の帰宅困難者が発生することに対応するため、帰宅困難者を支援する取組等を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 帰宅困難者等支援対策の推進</p> <p>「むやみに移動を開始しない」行動指針を周知・広報します。</p> <p>「徒歩帰宅支援ステーション」の拡充に取り組みます。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>2. 愛知県庁BCP等における帰宅困難者等への対応ルールの整備</p> <p>愛知県庁BCP等において、庁舎での帰宅困難者や避難してきた住民等に対する対応のルールを整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者等の対応ルールの整備 全庁舎 	<p>関係局庁舎管理担当課 防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

対策ターゲット 2-9 教育を守る

学校施設の被災や避難所利用等により、長期に渡り教育機能の停滞が生じることを防ぐため、教職員に対する研修の実施や防災マニュアルの充実等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 教職員の初任者の防災教育指導力の向上</p> <p>教職員の初任者に対する校内研修の中に、防災に関する研修を位置付け実施することで、防災教育指導力の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●研修の実施率 100% ※2018年度改訂時に当初目標（90%）を上方修正 	<p>教育委員会 高等学校教育課</p>
<p>2. 教職員研修の実施</p> <p>各特別支援学校において、防災に対する意識をより高めるための情報提供の仕</p>	<p>教育委員会 特別支援教育課</p>

<p>組みを作り、教職員研修の中に体系的な防災研修を導入することで、各教職員の意識の向上を図ります。</p> <p>●防災研修 各校1回以上/年</p>	
<p>3. 防災教育指導者研修会の実施</p> <p>学校の防災力を強化するために、防災に関する講義や学校における取組発表など、防災教育指導者研修の内容の充実を図ります。</p> <p>●防災教育指導者の養成 600人/年</p>	<p>教育委員会 保健体育課</p>
<p>4. 防災マニュアルの充実</p> <p>学校設置地域のハザードや南海トラフ地震対策などを想定し、特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進します。</p> <p>●指導・支援 18校程度/年 ※2018年度改訂時に当初目標（15校程度）を上方修正</p>	<p>教育委員会 特別支援教育課</p>
<p>5. ヘリテージマネージャーの養成</p> <p>ヘリテージマネージャー（文化財建造物の保存及び活用について知識を持った建築士）を養成します。</p> <p>●ヘリテージマネージャーの養成 180名程度 ※2018年度改訂時に当初目標（100名程度）を上方修正</p>	<p>県民文化局文化部 文化芸術課文化財室</p>
<p>6. 文化財レスキュー台帳の作成</p> <p>文化財レスキュー台帳の整備・充実を図ります。</p> <p>●指定文化財等（建造物）の台帳の作成 全12ブロック</p>	<p>県民文化局文化部 文化芸術課文化財室</p>
<p>7. 文化財の耐震化等の推進</p> <p>県内の指定文化財・登録文化財（建造物）の耐震予備診断（旧所有者耐震診断）を推進します。</p> <p>●修理事業等を行っている物件の所有者に、併せて耐震予備診断の実施の呼び掛け</p>	<p>県民文化局文化部 文化芸術課文化財室</p>

対策ターゲット 2-10 集落の生活を守る

地震発生により孤立する可能性のある集落における生活機能支障を防ぐため、孤立可能性のある集落について平時から情報共有等を図ります。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供</p> <p>孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供を実施します。</p> <p>●孤立可能性のある集落に関する現況調査の実施 2回程度</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>2. 孤立可能性のある集落と市町村役場等との通信の確保</p> <p>孤立可能性のある集落を有する市町村における衛星携帯電話等の整備を支援します。</p> <p>●孤立可能性のある集落を有する市町村の衛星携帯電話等の配備率 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>3. 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有</p> <p>災害時に集落が孤立した場合、被災状況や住民のニーズを外部に的確に伝えることができるよう、伝達項目リストを作成し、住民と行政が共有します。</p> <p>●孤立可能性のある集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率 100%</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

対策ターゲット 2-11 生活再建を支援する

罹災証明書の交付が遅れることにより、住宅の応急修理や被災者生活再建支援金の交付など、各種の支援措置が遅れることを防ぐため、住家の被害認定調査や罹災証明書交付体制の確立を図ります。

また、被災者生活再建支援金を支給する市町村を支援します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立</p> <p>市町村の担当職員に対して、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付に係る研修を実施し、家屋被害認定士として登録します。また、市町村の業務をサポートするための人的支援策を検討し、協定締結団体及び他都道府県からの応援を調整する機能を強化します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
--	---------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ●研修の実施（毎年度） ●家屋被害認定士の養成・登録 50人／年（※市町村及び協定締結団体職員対象） 	
<p>2. 被災者生活再建支援金を支給する市町村への支援</p> <p>住宅全壊被害が10世帯未満の市町村における被災世帯など、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に支援金を支給する事業に対し、愛知県被災者生活再建事業費補助金により、その経費の助成を行います。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

対策の柱3 社会機能を守る

大規模地震の発生時には、災害対応にあたる行政機能の維持や治安の維持はもちろんのこと、復旧・復興に向けて、ライフラインの確保、食料・物資の供給、交通など社会基盤の確保や、企業の経済活動の継続など、社会機能が失われないことが非常に重要になります。

対策の柱3では、県内の「社会機能を守る」ことを目標として、取り組むべき対策を要因ごとに整理し、6の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

〔重点テーマ及び進捗管理指標〕

重点テーマ	進捗管理指標	目標 【 】は年度
10.産業活動の 維持・継続の確保	⑳中小企業のBCP策定率	5.3%【2013】 → 14%【2024】
	㉑産学官連携による社会・経済活動の維持に向けた対策の立案	大規模地震発生時にも社会・経済活動が維持できるよう、産学官連携により対策を立案する。
11. 防災体制の強化 及び行政機能 の維持	㉒業務継続計画（県・市町村）の策定	県及び18市町村【2014】 → 県及び全市町村【2024】
	㉓防災拠点となる公共施設等の耐震化率	95%【2013】 → 100%【2024】
	㉔災害時の受援体制に関する計画の整備（県・市町村）	県及び全市町村【2024】
	㉕専門的な行政職員の育成（対策の柱5）	災害対策業務についての専門的な知識を有する県、市町村職員を育成する。
	㉖災害情報の共有機能の強化（対策の柱5）	各防災関係機関等が収集する災害情報の共有化を図る。
	㉗災害情報の県民への伝達手段の多重化・多様化（対策の柱5）	県民への情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。

対策ターゲット 3-1 行政機能を守る

大規模地震発生時に、中心となって災害対応にあたる行政の人的・物的資源の確保、応急対策の円滑な実施、業務継続等を確保するため、人的・物的資源の配置の見直し、物資・資機材等の確保、業務継続計画の見直し等の取組を推進します。

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

<p>1. 職員の安否・参集状況及び家族の安否を把握する仕組みの見直し</p> <p>職員の安否・参集状況と家族の安否を確認する仕組みについて検証し、安否確認システムの検討を含め、必要な見直しを行います。</p> <p>●職員の安否・参集状況の把握に係る訓練の実施 1回/年</p>	<p>人事局</p> <p>人事課</p> <p>防災安全局防災部</p> <p>防災危機管理課</p>
---	--

<p>2. 職員の家庭における地震対策の促進</p> <p>地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図ります。</p> <p>●職員の自宅の耐震化、家具固定、非常持ち出し品の準備の実施割合 100%</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>3. 発災時の庁内の人的・物的資源の最適な配置等を定めたマニュアルの見直し</p> <p>発災時の職員配置、職員支援及び庁舎設備・執務室等調整の方法を定めているマニュアルについて見直しを行います。</p> <p>●各地方機関を含めた発災時の全庁的な資源分配ルールの整備</p>	<p>総務局財務部 財産管理課 人事局 人事課、職員厚生課 防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>4. 県庁等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し</p> <p>地方機関を含めた全庁的な燃料、物資や資機材の配備状況について、毎年度確認します。発災時の燃料、物資や資機材の調達に係る各種協定について、庁内及び外部機関との重複を確認するなど、毎年度その実効性について確認します。</p> <p>配備状況の見直しや業者の優先順位の事前調整等を推進します。</p> <p>●本県被害予測調査を踏まえた物資備蓄等の計画の見直し ●物資の配備状況を取りまとめる体制の整備</p>	<p>総務局財務部 財産管理課 防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課 会計局 管理課 調達課</p>
<p>5. 参集時の物資・資材の確保</p> <p>参集時の職員用の食事、水及び簡易トイレの準備状況及び供給体制について検証し、物資・資材の確保を図ります。</p> <p>●職員用の非常用食糧及び飲料水の確保</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>6. 発災時の職員のメンタルケアの体制の確保</p> <p>発災時の職員支援の方法を定めているマニュアルについて、必要に応じて見直しを行います。また、発災時に災害対応業務にあたる職員に対し、メンタルケアを実施する体制を確保し、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>人事局 職員厚生課</p>
<p>7. 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進 ★</p> <p>避難所となる施設や庁舎・警察・消防など災害対策の拠点となる施設など、県内において防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進・促進します。</p> <p>また、市町村に対して、地震後の継続使用性を確保できるように、強度を割り増したり、天井材などの非構造部材の耐震化等の改修を行うことを働きかけ、必要に応じて県から耐震化の事例を紹介するなどの技術的な支援を行います。</p>	<p>関係局課室 防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

<p>併せて、国による財政的・技術的な支援措置の拡充・恒久化への働きかけを行います。</p> <p>●防災拠点となる公共施設等の耐震化率 100%</p>	
<p>8. 防災拠点への再生可能エネルギーの導入の支援</p> <p>再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、市町村が行う防災拠点への再生可能エネルギーの導入に対して、その経費の助成を行います。(2016年度にて事業終了)</p>	<p>環境局 地球温暖化対策課</p>
<p>9. 被災時における県有施設の継続使用に係る体制の整備</p> <p>講習会の実施により、県有施設の管理者が、管理する施設の応急危険度判定を自ら実施するための体制を整備します。</p>	<p>関係局課室 建築局公共建築部 住宅計画課</p>
<p>10. 地方機関の非常用電源設備の確保</p> <p>災害対応業務を担う拠点施設について、発災時の施設の機能を72時間確保するため、非常用電源設備の充実を図ります。</p> <p>●非常用電源設備の整備 災害対応業務を担う拠点施設</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>11. 本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上</p> <p>災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、本庁4庁舎（本庁舎、西庁舎、自治センター及び議会棟）間の行政情報通信ネットワークの冗長化（二重化）を推進します。</p>	<p>総務局総務部 情報政策課 防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>12. 大規模災害時における環境測定機能の維持対策の推進</p> <p>大規模災害時にも、環境面における県民の安心・安全を確保するため、必要な対策を推進します。</p> <p>●環境調査センターの環境測定機能維持</p>	<p>環境局環境政策部 環境政策課 環境活動推進課 水大気環境課</p>
<p>13. 地震の発生を前提とした通信設備の運用</p> <p>防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図ります。</p> <p>●市町村職員又は方面本部要員の通信機器操作訓練の実施 1回/年</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>14. 各施設の被災状況の把握の仕組みの見直し</p> <p>被災時の県有施設の被災状況の把握の仕組みを検証し、必要な見直しを行います。</p>	<p>総務局財務部 財産管理課 防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>15. 外部委託業務の継続性の確保</p> <p>発災時の災害応急対策に関連するシステムや設備の維持管理等の業務を委託している事業者に対し、業務継続体制の確保を求めます。</p> <p>●委託仕様に業務継続体制の確保を記載</p>	<p>関係局課室 防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>16. 愛知県庁BCPの見直し</p> <p>本県被害予測調査への対応の検討や、PDCA サイクルの取組により、愛知県庁BCP（愛知県庁業務継続計画）の見直しを毎年度行います。</p> <p>●PDCA サイクルの実施による愛知県庁 BCP の見直し 1回/年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>17. 市町村BCPの策定の支援 ★</p> <p>市町村の業務継続計画策定に関する担当職員向けの研修や個別相談を実施します。既に計画を策定した市町村についても、研修や計画の見直し等の支援を実施します。</p> <p>●説明会の開催等の策定支援（毎年度）（2020年完了）</p> <p>●県内市町村におけるBCP策定割合 100%（2020年完了）</p> <p>●計画の見直し等に関する市町村職員向け研修の開催 1回/年 ※2021年度改訂時に目標を追加</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>18. 市町村幹部職員危機管理研修会の開催</p> <p>市町村防災を担当する幹部職員が業務の参考とするための危機管理研修会を開催します。</p> <p>●研修会の開催 1回/年</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>19. 被災市町村への応援体制及び受援体制の整備 ★</p> <p>県と被害のない（少ない）市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。</p> <p>また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援体制の整備を促進します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>20. 現地災害対策本部の機能強化</p> <p>迅速な現地災害対策本部の設置と、機動的な応急対策を実現するため、方面本部の能力向上、災害対策本部と方面本部の連携確認等に資する防災訓練を実施します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
---	---------------------------

対策ターゲット 3-2 治安を守る

大規模地震発生時に、治安維持機能の低下や犯罪機会の増加等を防ぐため、警察施設の機能強化、物資の確保、訓練の実施等の取組を推進するとともに、被災地域における地域安全活動を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 被災者等に対する警察安全相談等の受理体制の充実</p> <p>被災者等に対する警察安全相談等の受理体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談員の相談対応能力向上のための訓練 1回以上/年 	<p>警察本部 住民サービス課</p>
<p>2. 被災地域における地域安全活動の推進</p> <p>地域安全情報を提供するための手段、配信先等について、随時、検討・見直しを行います。また、地域住民等が地域安全活動に取り組むための効果的な支援について、随時、検討・見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防犯情報の配信ネットワークの配信先を随時拡充 	<p>警察本部 生活安全総務課</p>
<p>3. 警察施設の非常用電源設備の確保</p> <p>警察施設について、発災時の施設の機能を72時間確保するため、非常用電源設備の充実を図ります。</p>	<p>警察本部 施設課</p>
<p>4. 災害へ対応する各種システムの整備の推進</p> <p>被害情報を早期に収集する災害警備システム等を更新するとともに、警察官に対して津波警報を迅速、正確に伝達することが可能な通信指令システムを整備します。</p>	<p>警察本部 警備第二課 通信指令課</p>
<p>5. 非常用食糧等の備蓄の推進</p> <p>警察職員及び被留置者の非常用食糧及び飲料水の計画的な備蓄を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警察職員用及び被留置者用の非常用食糧及び飲料水の確保 	<p>警察本部 警備第二課</p>

<p>6. 県警察地震警備計画の見直し</p> <p>県警察地震警備計画の見直しを随時行います。</p>	<p>警察本部 警備第二課</p>
<p>7. 県警察災害警備訓練の実施</p> <p>県警察災害警備訓練を実施します。</p> <p>●訓練の実施 1回以上/年</p>	<p>警察本部 警備第二課</p>
<p>8. 警察職員の精神的ケア対策の推進</p> <p>警察職員の精神的ケア対策を推進します。</p> <p>●参考資料の作成及び職員の教育（毎年度実施）</p>	<p>警察本部 厚生課</p>
<p>9. 警察災害派遣隊の受援体制の整備</p> <p>他の都道府県警察から応援派遣される警察災害派遣隊（広域緊急援助隊を含む。）の受援運用計画を策定し、図上訓練等を実施することにより検証します。</p> <p>●図上訓練の実施 1回以上/年</p>	<p>警察本部 警備第二課</p>

対策ターゲット 3-3 ライフライン機能を守る

発災後のライフライン供給機能の途絶を防ぐため、ライフライン関係機関との円滑な協力体制の確立や、水道・工業用水道施設、下水道施設の耐震化等の機能維持対策を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. ライフライン関係機関との連携の推進</p> <p>ライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図ります。</p> <p>●ライフライン関係機関連絡会の開催 1回以上/年</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>2. 県営浄水場施設の耐震化の推進</p> <p>水道及び工業用水道の浄水場や貯水池のうち、耐震性の不足している施設について耐震化を推進します。</p> <p>●浄水場の耐震化 5箇所 ●貯水池の耐震化 1箇所</p>	<p>企業庁水道部 水道事業課</p>

<p>3. 県営水道施設の整備の推進</p> <p>地震その他の災害時に緊急に必要な飲料水等を貯留し確保するため、広域調整池の建設を推進します。</p> <p>また、水道水の安定供給を図るため、浄水場の間で水を融通するための連絡管の整備や基幹となる管路の複線化を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広域調整池の整備 6 池 ●連絡管の整備 2 路線 ●基幹となる管路の複線化 1 路線 	<p>企業庁水道部 水道事業課</p>
<p>4. 流域下水道施設の耐震化の推進</p> <p>広範にわたる下水処理機能を確保するため、処理場施設及び幹線管きょ施設の耐震化、非常時の電源確保を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●流域下水道における水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化 53 施設 ●流域下水道における重要管きょの流下機能確保のための管きょ施設の耐震化 0.9km ●流域下水道における非常用自家発電設備の整備 11 施設 	<p>建設局 下水道課</p>
<p>5. 流域下水道BCPの充実</p> <p>迅速な下水処理機能の回復を図るため、訓練等により流域下水道事業継続計画（流域下水道BCP）の充実を図ります。</p>	<p>建設局 下水道課</p>
<p>6. LPガス確保のための体制の整備</p> <p>災害時にLPガスの確保ができるよう、協定の締結を図ります。</p> <p>また、（一社）愛知県LPガス協会総会等の機会を通じて、関係事業者と協定内容の普及を図ります。</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課産業保安室</p>

対策ターゲット 3-4 交通・物流・食糧供給機能を守る

発災後の交通機能の支障により、物流機能や食料供給機能の途絶が発生することを防ぐため、緊急輸送を担う道路や港湾の整備、施設の耐震化等を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 緊急輸送道路の防災対策の推進</p> <p>防災拠点となる市町村役場に至る緊急輸送道路のうち優先度の高い落石等危険箇所の対策工事を実施し、緊急輸送道路の防災対策を推進します。</p> <p>●落石等危険箇所対策 140 箇所</p>	<p>建設局 道路維持課</p>
<p>2. 無電柱化の推進</p> <p>電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進します。</p> <p>●無電柱化整備 11.8km</p>	<p>建設局 道路維持課 都市・交通局都市基盤部 都市整備課</p>
<p>3. 港湾施設の耐震化の推進</p> <p>災害時の緊急輸送を確保する海上輸送基地として、耐震強化岸壁の整備を推進します。また、大型荷役機械の耐震化など、災害時の港湾物流機能の確保策を検討します。</p> <p>●田原ふ頭の耐震強化岸壁の耐震化 ●神野地区ガントリークレーンの耐震化</p>	<p>都市・交通局 港湾課</p>
<p>4. 港湾BCPに基づく事前対策及び港湾BCPの充実</p> <p>衣浦港、三河港の港湾機能継続計画（港湾BCP）に基づき、情報通信基盤整備の検討、航路啓開計画の策定、避難場所の確保などの事前対策を推進し、対策会議の設置や訓練の実施により、港湾BCPの充実を図ります。</p> <p>●3港（2015年～2023年） ※2021年度改訂時に目標を追加</p>	<p>都市・交通局 港湾課</p>
<p>5. 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し</p> <p>社会情勢その他の変化に合わせて、防災拠点等を結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を見直し、地震発生後の緊急輸送の確保を推進します。</p>	<p>建設局 道路維持課</p>

<アクション項目（再掲）>

<p>緊急輸送道路等の整備の推進</p> <p>対策ターゲット 1-11 1. のアクション項目の再掲</p>	<p>建設局 道路建設課 都市整備局都市基盤部 都市整備課</p>
--	---

緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進 ★ 対策ターゲット 1-11 2. のアクション項目の再掲	建設局 道路維持課
臨港道路橋梁の耐震化の推進 ★ 対策ターゲット 1-11 3. のアクション項目の再掲	都市・交通局 港湾課

対策ターゲット 3-5 遺体への適切な対応を守る

地震の発生により、多数の死者や身元不明の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援に係る協定や訓練の実施、検視や身元確認用資機材の整備等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 火葬場連絡協議会の開催及び訓練の実施 「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」等に基づき、公営火葬場設置者等により構成される火葬場連絡協議会を開催します。また、被災していない火葬場において、被災火葬場の遺体を円滑に火葬するため、災害を想定した机上訓練を実施します。 ●協議会及び訓練の実施 1回以上/年	保健医療局生活衛生部 生活衛生課
2. 検視・身元確認用資機材の整備の推進 検視・身元確認用資機材の整備を推進します。また、医師会・歯科医師会と連携した多数遺体取扱訓練を実施します。	警察本部 捜査第一課検視官室
3. 遺体の処置体制の確保 死者の尊厳や遺族の心情等に配慮がなされるよう、棺や死体袋の確保を始めとする適切な処置が実現できる体制を整備します。 ●県が拠出するべき死体袋の確保（充足）率 100%	防災安全局防災部 災害対策課

対策ターゲット 3-6 経済活動を守る

地震の発生により、事務所や工場、店舗、倉庫等が被災し、経済活動の停止や、雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平常時からの事業所等での防災対策や事業継続計画の策定の促進、融資制度の充実等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 平常時からの企業への啓発の実施 ★</p> <p>大学を始め専門機関等と連携を取りながら啓発を図ります。</p> <p>●企業における防災講演の実施 1回以上/年</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>2. 事業所の防災対策の促進 ★</p> <p>「あいち BCP モデル」の普及啓発を推進します。</p> <p>講演活動を通じ、事業継続計画の策定をはじめとする、企業における防災対策を促進します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>3. 中小企業のBCP策定等の促進 ★</p> <p>「あいち BCP モデル」を活用した中小企業に対するBCP講習会、出前講座を実施します。また、中小企業のBCP策定に伴う負担軽減を図るため、工業団地等企業集積地において連携して対応すべき事項をマニュアル化した「団地版あいち BCP モデル」の普及啓発を行います。</p> <p>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の策定支援に努めます。</p> <p>防災対策に必要な設備資金等を対象とする融資制度により、中小企業のハード対策を支援します。</p> <p>●中小企業のBCP策定率 14%</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 経済産業局中小企業部 中小企業金融課</p>
<p>4. 中小企業向け融資制度の充実 ★</p> <p>パワーアップ資金（防災）を始めとする県制度融資を実施します。</p> <p>併せて、（公財）あいち産業振興機構等の中小企業向け相談窓口を周知します。</p>	<p>経済産業局中小企業部 中小企業金融課</p>
<p>5. 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進</p> <p>主要な漁港の防波堤や岸壁についての耐震、耐津波強化対策を行うとともに、津波が防波堤や岸壁を越えた場合に、全壊しにくくするための粘り強い構造への強化等を推進・促進します。</p> <p>●漁港施設（市町村管理）の耐震・耐津波強化対策の促進 12漁港（農業水産局）</p> <p>●漁港施設（県管理）の耐震・耐津波強化対策 11施設（都市・交通局）</p>	<p>農業水産局 水産課 都市・交通局 港湾課</p>

<p>6. 南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進</p> <p>南海トラフ地震防災対策計画の作成を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画の届出率 100% 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>7. 産業活動の維持のための対策の検討 ★</p> <p>産学官連携により、被災後の産業活動の早期復旧や社会機能の回復のために必要な対策についての検討を継続的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産学官連携による産業の強靱化に係る組織を設置（2017年度完了（あいち・なごや強靱化共創センターを設置）） ●産業基盤のボトルネック調査等の実施 ※2018年度改訂時に目標等を追加 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>8. テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組の促進</p> <p>事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）の導入を企業へ呼びかけます。</p>	<p>経済産業局中小企業部 中小企業金融課 労働局 労働福祉課</p>

対策の柱4 迅速な復旧・復興を目指す

大規模地震の発生後、市街地・集落や居住環境、産業、暮らしの迅速な復旧・復興を図るためには、平常時から復興組織や復興計画等事前準備を具体化するなど復興体制を構築しておくとともに、それぞれの分野で復旧・復興までのイメージを描き、復旧・復興までのボトルネックを事前に解消しておくことが求められます。

対策の柱4では、県内社会の「迅速な復旧・復興を目指す」上で取り組むべき対策を要因ごとに整理し、4の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

〔重点テーマ及び進捗管理指標〕

重点テーマ	進捗管理指標	目標 【 】は年度
12. 災害廃棄物処理体制の構築	㊸本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率	100%（全市町村）【2024】
13. 迅速な復旧・復興のための事前準備の推進	㊹復興に関する体制等の事前整備及び方針の事前策定	復興本部の体制や各種復興施策の実施体制などを事前に整備するとともに、被災後に復興方針を速やかに策定できるよう事前策定を進める。

（再掲）

産業活動の維持・継続の確保	中小企業のBCP策定率	5.3%【2013】 → 14%【2024】
	産学官連携による社会・経済活動の維持に向けた対策の立案	大規模地震発生時にも社会・経済活動が維持できるよう、産学官連携により対策を立案する。

対策ターゲット 4-1 事前復興、復興方針・体制づくりを進める

大規模地震発生後、迅速な復興を果たすためには、事前に復興に関する体制を整備し、方針を定めておくことが重要です。迅速な復旧・復興を目指し、復興体制の整備、震災後復旧マニュアルの充実に取り組むほか、被災後、早期に復興に向けた方針を示すための復興方針の策定等を事前に実施し、事前復興、復興方針・体制づくりを推進します。

＜アクション項目＞

〔担当部局課室等〕

<p>1. 復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定 ★</p> <p>復興組織、復興方針、復興財源確保等の復興体制の事前整備を推進します。</p> <p>大規模災害からの復興に関する法律に基づく都道府県復興方針の策定に向けた、復興方針を事前に策定します。</p> <p>●復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定</p>	<p>防災安全局防災部</p> <p>防災危機管理課</p>
---	--------------------------------

<p>2. 震災後復旧マニュアルの見直し ★</p> <p>東日本大震災の教訓及び本県被害予測調査結果等を踏まえて、震災後復旧マニュアル（生活編・産業編）を検証し、必要な見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●震災後復旧マニュアル（生活編・産業編）の検証・見直し（被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの策定、2015年度完了） ●被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの見直し 1回/年 ※2018年度改訂時に目標を追加 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>3. 事前復興まちづくりの取組の促進</p> <p>地域住民と市町村との協働による事前復興まちづくりの取組を促進させるため、「事前復興の取組に関するガイドライン（案）」及び「事前復興まちづくり模擬訓練」の内容の充実、周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訓練プログラムの策定（2015年度完了） ●訓練プログラムの見直し ※2021年度改訂時に目標を追加 ●事前復興に関する勉強会の実施 ※2018年度改訂時に目標等を追加 	<p>都市・交通局都市基盤部 都市計画課</p>
<p>4. 震災復興都市計画模擬訓練の実施</p> <p>被災後、迅速かつ円滑に都市の復興を図るため、県・市町村職員向けの震災復興都市計画模擬訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訓練の実施 1回/年 	<p>都市・交通局都市基盤部 都市計画課</p>
<p>5. 地籍整備の推進 ★</p> <p>被災後の迅速な復旧・復興を図るため、地籍整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地籍整備の推進 全市町村 ●地籍調査を実施する市町村への支援・協力 ●県が実施する用地の測量成果について、原則、地籍調査と同等の成果を得られる19条5項指定申請を実施 	<p>関係局課室 都市・交通局都市基盤部 都市計画課</p>

対策ターゲット 4-2 災害廃棄物等の円滑な処理を進める

発災後における迅速な復旧・復興を図るためには、災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理することが重要です。県民生活及び産業活動の早期復旧・復興に寄与するため、災害廃棄物処理体制の構築等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 災害廃棄物処理体制の構築 ★</p> <p>県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、策定した計画に基づき、市町村災害廃棄物処理計画の策定の支援等を行い、災害廃棄物処理体制の構築を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県災害廃棄物処理計画の策定（2016年度完了） ●市町村災害廃棄物処理計画の策定 全市町村 ※2018年度改訂時に目標を追加 	<p>環境局 資源循環推進課</p>
<p>2. 業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の促進</p> <p>業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器から、フロンガスの回収・処理が適正に行われるよう必要な措置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●フロンガス回収・処理についての普及啓発 ●フロンガス回収・処理事業者等への立入検査 450件程度/年 ※2018年度改訂時に当初目標（400件程度）を上方修正 ●フロンガスの回収・処理体制の維持 	<p>環境局環境政策部 水大気環境課</p>
<p>3. 社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体との連携による災害廃棄物の円滑な処理の推進</p> <p>社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体との連携による災害廃棄物の円滑な処理を推進します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 環境局 資源循環推進課</p>

対策ターゲット 4-3 住宅の確保、再建を進める

県内社会の復旧・復興に向けて県民の住まいの確保は非常に重要になります。迅速な復旧・復興を目指し、「対策ターゲット2-7 仮設住宅・一時的な転居先での生活を守る」に掲載した応急的な住宅の確保等の対策に加え、被災住宅の応急修理に係る体制の整備等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 被災住宅の応急修理に係る体制の整備</p> <p>被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●応急修理に関するマニュアル・応急修理業者名簿の更新・配布 	<p>建築局公共建築部 住宅計画課</p>
--	---------------------------

<p>2. 地震保険の加入促進</p> <p>地震保険は、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなるため、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進を行います。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
--	-----------------------------

<アクション項目（再掲）>

<p>応急仮設住宅建設に係る体制の整備</p> <p>対策ターゲット 2-7 1. のアクション項目の再掲</p>	<p>建築局公共建築部 公営住宅課</p>
<p>公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備</p> <p>対策ターゲット 2-7 2. のアクション項目の再掲</p>	<p>建築局公共建築部 公営住宅課県営住宅管理室</p>
<p>賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備</p> <p>対策ターゲット 2-7 3. のアクション項目の再掲</p>	<p>建築局公共建築部 公営住宅課県営住宅管理室</p>

対策ターゲット 4-4 産業の復興を進める

県内社会の復旧・復興に向けては、何より産業の復興が重要です。迅速な復旧・復興を目指し、「対策ターゲット 3-6 経済活動を守る」に掲載した平常時からの防災対策の推進や BCP 策定等の取組に加え、被災企業向けの災害復旧資金の貸付案内等の取組を実施します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 被災中小企業向けの災害対応資金貸付案内の作成</p> <p>災害発生時に、案内チラシにより県融資制度取扱金融機関や県内各市町村等を通して、被災中小企業に災害対応資金貸付について周知します。</p> <p>●案内の発行部数 40,000 部程度</p>	<p>経済産業局中小企業部 中小企業金融課</p>
<p>2. 災害時の金融措置に係る農業協同組合への指導の実施</p> <p>災害時の金融措置について、農業協同組合への指導を実施します。</p>	<p>農業水産局農政部 農政課組合検査指導室</p>
<p>3. 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の推進</p> <p>大震災発生時における暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への介入等を防止するために、官民が連携した暴力団排除活動を推進します。</p> <p>●暴力団排除に関する講演、責任者講習において暴力団介入状況等に関する情報提供依頼を随時実施</p>	<p>警察本部 捜査第四課</p>

<アクション項目（再掲）>

<p>平常時からの企業への啓発の実施 ★ 対策ターゲット 3-6 1. のアクション項目の再掲</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>事業所の防災対策の促進 ★ 対策ターゲット 3-6 2. のアクション項目の再掲</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>中小企業のBCP策定等の促進★ 対策ターゲット 3-6 3. のアクション項目の再掲</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 経済産業局中小企業部 中小企業金融課</p>
<p>中小企業向け融資制度の充実 ★ 対策ターゲット 3-6 4. のアクション項目の再掲</p>	<p>経済産業局中小企業部 中小企業金融課</p>
<p>漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進 対策ターゲット 3-6 5. のアクション項目の再掲</p>	<p>農業水産局 水産課 都市・交通局 港湾課</p>
<p>南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進 対策ターゲット 3-6 6. のアクション項目の再掲</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>産業活動の維持のための対策の検討 ★ 対策ターゲット 3-6 7. のアクション項目の再掲</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組の促進 対策ターゲット 3-6 8. のアクション項目の再掲</p>	<p>経済産業局中小企業部 中小企業金融課 労働局 労働福祉課</p>

対策の柱5 防災力を高める

対策の柱1から4の目標を達成するためには、県民一人ひとりに対する意識啓発、災害対応に携わる人材の能力向上、災害対応を効果的に実施するための施設・設備・空間、災害情報に係るシステム、連携や研究などの枠組や制度が必要になります。

対策の柱5では、対策の柱1から4の目標を達成する上で必要な「防災力を高める」取組について内容ごとに整理し、4の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

〔重点テーマ及び進捗管理指標〕

重点テーマ	進捗管理指標	目標 【 】は年度
14. 防災活動拠点の充実	⑳防災活動拠点の機能の維持・強化	防災活動拠点の確保を図るとともに、必要な資機材等を整備し、機能の維持・強化を進める。
15. 地域継続マネジメントの推進	㉑地域の機能継続	県、市町村、防災関係機関、事業者等の活動が、地域全体の継続の観点から連携して円滑に実施されるよう、地域継続マネジメントの推進体制を構築する。
16. 防災協働社会の形成の推進	㉒県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等が連携した地震防災の取組	自助・共助・公助が一体となった地震防災の取組を進め、防災協働社会の形成を推進し、地域防災力を高める。
	㉓自主防災組織による活動カバー率	95%【2013】 → 100%【2024】
17. 児童・生徒に対する防災教育の充実	㉔防災マニュアルを策定している公立学校の割合	97.9%【2015】 → 100%【2024】
	㉕防災訓練を複数回実施している公立学校の割合	95.7%【2015】 → 100%【2024】
18. 消防団の充実強化	㉖消防団員の定員の充足率	91.6%【2015】 → 100%【2024】
	㉗学生消防団員数	274人【2014】 → 673人【2024】

〔再掲〕

防災体制の強化及び行政機能の維持	専門的な行政職員の育成	災害対策業務についての専門的な知識を有する県、市町村職員を育成する。
	災害情報の共有機能の強化	各防災関係機関等が収集する災害情報の共有化を図る。
	災害情報の県民への伝達手段の多重化・多様化	県民への情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。
	業務継続計画（県・市町村）の策定（対策の柱3）	県及び18市町村【2014】 → 県及び全市町村【2024】
	防災拠点となる公共施設等の耐震化率（対策の柱3）	95%【2013】 → 100%【2024】
	災害時の受援体制に関する計画の整備（県・市町村）（対策の柱3）	県及び全市町村【2024】

対策ターゲット 5-1 教育啓発・人材育成により防災力を高める

対策の柱1から4の目標を達成するために、県民一人ひとりに対する意識啓発、防災人材の育成のための研修やネットワーク化、防災に関連する訓練の実施等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 防災協働社会形成の推進 ★</p> <p>あいち防災協働社会推進協議会を通じ、防災協働社会を形成するための取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村における推進組織の設立の支援 ●推進大会（あいち防災フェスタ）の開催 1回/年 ●あいち防災通信の発行 1回/年 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>2. 防災・減災カレッジの開催 ★</p> <p>地域の防災人材の育成のために、地域連携による防災・減災カレッジを開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災・減災カレッジの開催 1回/年 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>3. アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進 ★</p> <p>本県の取組とともに、県内市町村、各家庭や事業者など様々な主体による地震防災対策の推進を図るため、第3次アクションプランの普及・啓発を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般向け・児童生徒向けパンフレット等の作成 ●地域説明会開催 ●イベント等におけるアクションプランの普及・啓発 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>4. 防災学習システムの充実</p> <p>防災啓発の情報を一元的に提供する防災学習システムについて、県民ニーズ等を踏まえ、充実を図ります。また、学習システムの認知度を向上させるために、イベントなどを通じて県民へ周知します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>5. 地震体験車による啓発の実施</p> <p>住宅等の耐震化、家具等の転倒防止を促進するとともに、地震発生時にとるべき行動などの防災知識を身につけるための啓発活動として、地震体験車を利用し県民への意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体験者 50,000人程度/年 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

<p>6. 地震防災出前講座の実施</p> <p>県民の防災意識を高め、災害への備えを促進するため、学校や自主防災組織での研修、市町村が実施する研修や講演会に県職員を派遣します。</p> <p>また、他の防災関係の講座や研修のメニューを案内することにより、地域の防災活動を支援します。</p> <p>●地震防災出前講座の実施 30 回程度／年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>7. イベント等における防災啓発の実施</p> <p>他の機関と連携を図り、イベント等へ防災啓発ブースを出展することにより、県民に対する防災啓発を行います。</p> <p>●イベント等へのブース出展 10 回程度／年 ※2018 年度改訂時に当初目標（3 回程度）を上方修正</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>8. 地震に関する県民意識調査の実施</p> <p>県民の防災意識の現状を理解し、今後の施策に活かすため、県民に対する意識調査を行います。</p> <p>●防災に関する意識調査の実施（隔年）</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>9. 防災教育用教材・啓発資材の作成</p> <p>発災時の行動や非常持ち出し品・備蓄品の用意、災害用伝言ダイヤルの使用方法等を啓発する資材を作成し、出前講座や防災イベント等で防災学習の宣伝・啓発を行い、防災意識の啓発を推進します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>10. 災害教訓の伝承</p> <p>市町村における災害履歴の調査を促進し、県が作成したデータベースへの追加・更新を推進します。また、地域や学校で地元の災害履歴について調べるよう啓発し、データを更新します。</p> <p>●「歴史地震記録に学ぶ防災・減災ガイド」の更新・配布</p> <p>●災害教訓の資料収集及び活用</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課</p>
<p>11. 高校生防災セミナーの実施 ★</p> <p>学校や地域の防災力向上に貢献できる若き防災リーダーの育成を図ります。</p> <p>●高校生防災リーダーの育成 60 人／年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 教育委員会 保健体育課</p>

<p>12. 学校教育における学校安全推進体制の構築 ★</p> <p>モデル地域の防災等学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する取組を支援し、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●モデル地域の指定 1市町村／年 ●モデル地域の成果の普及・啓発 	<p>教育委員会 保健体育課</p>
<p>13. 地震防災教育参考資料の作成・配布 ★</p> <p>「地震防災教育パンフレット」「あいちの学校安全マニュアル」について、必要に応じて見直しを行い、時機に即した防災教育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健体育課</p>
<p>14. 県立高校における防災人材育成の推進 ★</p> <p>県立高校において、地域の災害の歴史や自然環境と災害の関係など、防災を学ぶカリキュラムを取り入れたコースを設置し、地域における防災リーダーの育成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県立高校における環境防災コースの設置（2015年度完了） 	<p>教育委員会 高等学校教育課</p>
<p>15. 私立学校における防災教育の取組の支援 ★</p> <p>各私立学校（高校・中等教育学校・中学校）における防災教育の取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●私立学校 75校における防災教育の実施 	<p>県民文化局県民生活部 学事振興課私学振興室</p>
<p>16. 消防団員の確保 ★</p> <p>あいち消防団の日を中心に普及啓発を行い、消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全市町村と連携した啓発活動の実施 1回／年 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>17. 学生への消防団加入促進活動の実施 ★</p> <p>学生への消防団加入促進活動を実施します。また、県内の各大学及び各市町村に対し働きかけを行い、学生分団の結成を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防団カレッジ・フェスティバル（仮称）の開催（2015年度完了） 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>18. 消防団の施設・設備の充実 ★</p> <p>市町村が行う消防団の施設・設備（小型動力ポンプ付積載車、多機能型消防ポンプ自動車及び初期消火・救助資機材）の整備への補助を実施し、充実に図ります。</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>

<p>19. 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進 ★</p> <p>「大規模災害時における消防団活動指針」を参考に、県内市町村がそれぞれの地域の災害特性や実情に応じて「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」を策定するよう支援します。</p> <p>また、地域防災の担い手が一堂に会する消防連合フェアを5年に1度開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定 全市町村 ●消防連合フェアの開催 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>20. 地域ぐるみの消防団支援の促進 ★</p> <p>市町村における消防団員優遇制度（割引等）の導入の促進を図るとともに、県全体での優遇制度を導入・推進します。</p> <p>また、事業所の消防団活動に対する理解を図るため、市町村の消防団協力事業所制度の導入を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防団協力事業所制度の実施 全市町村 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>21. 消防団員の参集状況を把握するシステムの構築</p> <p>消防団員の参集状況を把握し、参集状況の可視化を図るため、消防団専用の参集アプリの県内市町村への導入を促進します。</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>22. 少年消防クラブ員の育成 ★</p> <p>少年消防クラブ員に対して消防学校1日入校体験・防火作品展・クラブ表彰等の事業を通して、クラブ員の防火意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防学校1日入校者数 1,500人程度/年 ●防火作品応募数 10,000点/年 	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>23. 職員の地域防災活動状況の調査</p> <p>毎年度、職員の地域防災活動（消防団や自主防災組織等）への参加状況について確認し、職員の地域防災活動への参加を促進します。</p>	<p>防災安全局防災部 消防保安課</p>
<p>24. 防災教育啓発の充実 ★</p> <p>防災教育啓発に関するこれまでの取組や資料についての整理及び今後の防災教育啓発のロードマップの作成を行い、防災教育啓発を推進します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

<p>25. 全庁的な防災教育啓発事業の共有</p> <p>各部署の防災教育啓発事業の情報を共有し、庁内で連携して防災教育啓発に取り組むため、防災教育啓発担当者会議を開催します。</p> <p>●防災教育啓発担当者会議の開催 1回以上/年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>26. 防災まちづくりの啓発活動の推進</p> <p>市町村や大学、関係団体と連携し、地震時の被害を減少させる防災まちづくりを促進するための啓発活動を行います。</p> <p>また、防災・減災カレッジのカリキュラムに「自主防災活動と地区防災計画」を加え、地域における地区防災計画の策定を推進します。</p> <p>●県政お届け講座や講演会、研修会などの啓発活動の実施 5回程度/年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 建築局公共建築部 住宅計画課</p>
<p>27. 防災人材のネットワーク化の推進</p> <p>地域で活動する防災人材のネットワーク化を図るため、防災人材交流シンポジウムを開催するなど、防災リーダーやボランティアコーディネーター等と、地域で防災の役割を持つ人々（消防団、自主防災組織、民生委員等）との連携の機会を設けます。</p> <p>●防災人材交流シンポジウムの開催 1回以上/年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 消防保安課</p>
<p>28. 地域の防災リーダーの育成・資質の維持</p> <p>地域で活動する防災人材相互の交流の場である防災人材交流シンポジウムへの参加の呼びかけなど、これまでに養成した地域の防災リーダーに対してフォローアップを行います。</p> <p>●防災・減災カレッジ 地域防災コース受講者数 年間 90人 ※2021年度改訂時に目標を追加</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>29. 自主防災組織の活動の活性化 ★</p> <p>優良な自主防災組織の表彰を行うとともに、町内会の会合等で自主防災組織について周知するなど、自主防災組織の認知率を上げ、活動を活性化します。</p> <p>●優良な自主防災組織の表彰 1回/年 ●自主防災組織リーダー研修の実施及び支援 1回以上/年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>30. 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ</p> <p>市町村や他のボランティア団体と連携しながら、防災ボランティアコーディネーターのフォローアップを実施し、養成に努めます。</p> <p>●防災ボランティアコーディネーター講座の受講者数 500人程度/年</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

<p>31. 防災ボランティア団体・NPO との連携による人材育成等の推進</p> <p>「防災のための愛知県ボランティア連絡会」を定期的に開催し、連携強化を図り訓練の実施や人材育成を推進します。また、地域ごとの災害ボランティアの情報交換や連携を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連絡会の開催 4 回程度／年 ●広域ボランティア支援本部設営訓練の実施 1 回以上／年 ●地域別災害ボランティア連携強化に関する情報交換会の実施 1 回以上／年 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>32. 防災ボランティアの意識啓発のためのイベントの開催</p> <p>県民の防災とボランティアに対する意識の向上を図るため、フォーラム等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアフォーラム等の開催 1 回以上／年 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>33. 災害時ボランティア活動支援体制の整備</p> <p>東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況等を踏まえ、近隣県との連携体制やボランティア登録制度などの、災害時のボランティア活動の支援体制を整備します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>34. 産官学連携による防災人材の育成 ★</p> <p>あいち・なごや強靱化共創センター（2017 年 6 月設置）において、本県の地震防災対策に関する課題の解決に向けた調査・研究を行い、関連する講座を開催します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課</p>
<p>35. 愛知県庁 BCP に関する職員研修の充実</p> <p>愛知県庁 BCP（愛知県庁業務継続計画）に関する職員研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●愛知県庁 BCP に関する職員研修の実施（毎年度実施） 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>36. 県庁の新規採用職員の防災意識の向上</p> <p>新規採用職員全員が防災・減災カレッジの防災基礎研修を受講し、防災意識を高めます。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>37. 県職員への防災人材育成プログラムの実施</p> <p>県職員に対する防災研修を体系的なプログラムで実施し、職員の防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災人材育成プログラムの体系化 ●新任次長級・課長級研修に専門家による防災講話を導入 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ●専門家による防災に関する研修の実施 ●新規採用職員の防災・減災カレッジの受講 	
<p>38. 県の防災部門職員に対する防災専門研修・派遣研修の実施 防災部門職員を専門の研修機関に派遣して、災害対策の専門能力の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●派遣研修 2回以上/年 	防災安全局防災部 災害対策課
<p>39. 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施 市町村の防災関係職員に対して、専門的な説明会や研修会等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災部門研修の実施 2回程度/年 	防災安全局防災部 災害対策課
<p>40. 国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による地震想定での防災訓練の実施 ★ 防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を、毎年の防災週間を中心とした期間に実施します。また、地域の防災力の向上を図るため、市町村における地震想定での防災訓練の実施を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合防災訓練の実施 1回/年 ●シェイクアウト訓練の実施 1回/年 ●地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村 全市町村 	防災安全局防災部 災害対策課
<p>41. 県域を越えた近隣県との連携による広域的な訓練の実施 県域を越えた、広域連携体制を確認するための訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訓練の実施 1回/年 	防災安全局防災部 災害対策課
<p>42. 災害対応能力強化のための実践的な防災訓練の実施 実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練（ロールプレイング型、討議型、市町村防災職員対象型等）を反復、継続して実施し、検証を行い、災害対応能力を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訓練の実施 4回程度/年 	防災安全局防災部 災害対策課
<p>43. 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化 ★ 消防学校において、資機材、設備等の整備を推進し、教育訓練の充実強化を図ります。</p>	防災安全局防災部 消防保安課

<p>44. 緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施</p> <p>各県立特別支援学校に緊急地震速報受信システム(高度利用緊急地震速報発報端末)を設置し、システムを利用した避難訓練を実施します。訓練の実施にあたっては、各校の防災担当教員を中心として、より実践的な訓練を目指します。聴覚障害を対象とする聾学校においては、緊急地震速報を視覚によって伝達するパトライト型の緊急通報装置を活用した避難訓練を実施します。</p> <p>また、各県立高等学校への緊急地震速報受信システムの設置について検討します。</p>	<p>教育委員会 保健体育課 特別支援教育課</p>
<p>45. 活断層に関する情報提供の実施</p> <p>愛知県内の活断層について県民に広く周知するため、「愛知県内活断層図」を作成し、ウェブページに掲載します</p> <p>また、国による活断層長期評価が早期に実施されるよう働きかけを行い、その結果が公表された場合は、県民にその内容を周知します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

対策ターゲット 5-2 物資・設備・空間の充実により防災力を高める

対策の柱1から4の目標を達成するために、災害対応を効果的に実施する施設や拠点の整備、災害対応を実施するための各種資機材の整備等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. ゼロメートル地帯のための広域的な防災活動拠点の確保 ★</p> <p>大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ゼロメートル地帯のための広域的な防災拠点の確保に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ゼロメートル地帯の広域的な防災活動拠点の確保に係る調査 ●ゼロメートル地帯の広域的な防災活動拠点の整備 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 防災拠点推進室</p>
<p>2. 防災活動拠点の見直し、確保 ★</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるため、愛知県受援計画を策定し、防災拠点の確保を図ります。</p> <p>また、名古屋飛行場に災害用燃料の備蓄施設を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の受援体制に関する計画の整備 ●受援体制構築のために必要な資機材等を整備 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 防災拠点推進室 災害対策課</p>

<p>3. 基幹的広域防災拠点の整備の促進 ★</p> <p>中部圏の基幹的広域防災拠点の整備を促進します。</p> <p>なお、三の丸地区における基幹的広域防災拠点の整備にあっては、今後整備する愛知県基幹的広域防災拠点と連携を図るとともに、三の丸地区再整備研究会公表（2019年3月）の提言「名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて～ポスト・リニア時代の核心を展望する～【再整備構想】」及び名古屋三の丸ルネサンス期成会公表（2021年1月）の提言「名古屋三の丸地区再整備への提言について」も踏まえ、検討を行います。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課防災拠点推進室</p>
<p>4. 愛知県基幹的広域防災拠点の整備 ★</p> <p>広域かつ甚大な災害が発生した際に、全国から人員や物資等の支援を受け入れ、迅速に救出救助活動を展開するとともに、的確に支援物資を供給するため、活動要員のベースキャンプ機能や緊急物資の備蓄と中継・分配機能や、平時は都市公園などとして利用することも可能な、愛知県基幹的広域防災拠点の早期整備に取り組めます。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課防災拠点推進室</p>
<p>5. 消防学校の機能の拡充</p> <p>愛知県の基幹的広域防災拠点における、本部機能を担う中核施設としての活用を検討するとともに、消防職員・消防団員の技能の向上を図り、消防防災力を強化するため、消防学校の教育機能の拡充強化を図ります。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課防災拠点推進室 消防保安課</p>
<p>6. 防災教育センターの充実強化</p> <p>県民に対する防災教育施設でもある防災教育センターについて、今後整備する愛知県基幹的広域防災拠点への移設も含め検討し、センター機能の充実強化を図ります。</p> <p>●啓発演習の実施 15回程度／年 ※2018年度改訂時に目標を追加</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 防災危機管理課防災拠点推進室</p>
<p>7. 孤立集落等におけるヘリスポットの確保</p> <p>災害時にヘリコプターが離着陸可能な敷地（ヘリスポット）の有無及び位置等を調査し、特に災害時に孤立するおそれのある地域におけるヘリスポットの整備を促進します。</p> <p>●ヘリスポットの整備が必要な孤立可能性集落の把握 2回程度</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>8. 可搬式応急ポンプの更新</p> <p>震災時の非常排水、非常給水に貸し出す可搬式応急ポンプの更新を行います。</p> <p>●103台</p>	<p>農林基盤局農地部 農地整備課</p>
<p>9. 避難路に利用できる林道の整備の推進</p> <p>森林の適切な整備、保全を図る上で必要な林道について、避難路として利用可能な基幹林道の整備を推進します。</p> <p>●28.4km</p>	<p>農林基盤局林務部 森林保全課</p>
<p>10. 広域避難場所等となる公園緑地整備の推進</p> <p>広域避難場所等となる都市公園の整備を推進します。</p> <p>●広域避難場所等となる県営都市公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園の7公園）の供用面積の拡大 93ha</p>	<p>都市・交通局都市基盤部 公園緑地課</p>
<p>11. 防災協力農地の取組の支援</p> <p>災害時に防災協力農地として利用できる都市農地の確保を図るため、市町村による都市農業の振興に関する地方計画の策定を支援します。</p>	<p>農業水産局農政部 農業振興課</p>

対策ターゲット 5-3 災害情報の充実により防災力を高める

対策の柱1から4の目標を達成するために、災害情報の収集や伝達機能の向上、そのための各種の備品や資機材の整備、システム・ネットワークの運用等の取組を推進します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 次世代型災害情報システムの構築 ★</p> <p>大規模災害時に、限られた情報を有効に活用するため、被害情報収集、地理情報、被害予測、人的・物的資源管理を始めとする各種防災関係システムの統合化やプラットフォームの共通化を可能とする、「次世代型災害情報システム」の構築を図ります。</p> <p>また、災害時に必要な情報の収集・伝達のための地域災害対応アプリケーション等、最新の知見を用いて災害情報の高度な利活用の推進に必要な最新の知見の取り入れを進めます。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課</p>
---	---------------------------------------

<p>2. 震度情報ネットワークシステムの充実</p> <p>震度情報ネットワークシステムの適切な維持管理及び運用を行い、発災直後に県内市町村の震度情報を入手し、的確な初動対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県庁サーバ等設備の更新（2020年度完了） ●震度計等87箇所への更新（2022年度完了） 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>3. 防災情報システムの運用</p> <p>災害時に迅速かつ的確な災害情報の収集等が可能となるよう、システム研修等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村職員等への研修の実施 1回以上/年 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>4. ヘリコプターテレビ電送システムの更新</p> <p>ヘリコプターテレビ電送システムについて、デジタル・アナログ共用方式への更新を行います。また、更新後は適切な維持管理及び運用を行い、迅速かつ的確に災害現場の把握を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新地上設備運用開始（2016年度完了） 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>5. Jアラートの運用</p> <p>Jアラート（全国瞬時警報システム）を適切に運用し、職員に緊急情報を速やかに伝達し、的確な初動対応を図ります。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>6. 高度情報通信ネットワークの運営・更新</p> <p>防災行政無線網の適切な維持管理及び運用を行い、県、市町村、防災関係機関における防災行政情報の円滑かつ効率的な疎通を図ります。</p> <p>また、次世代高度情報通信ネットワークを整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次世代高度情報通信ネットワークの整備（2024年度～2026年度） 	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>7. 地域衛星通信ネットワークによる衛星通信網の確保</p> <p>防災情報や行政情報の伝送を行うことを目的に構築された地域衛星通信ネットワークにより、地上系の防災行政無線網を補完する衛星通信網を確保し、災害対応力の強化を図ります。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>8. 耐震衛星通信施設・設備の運営</p> <p>地域衛星通信ネットワークを利用し、県庁が地震により被災した場合、県庁・耐震通信局において、国や自衛隊、他の都道府県、県内市町村との連絡手段を確保します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>

<p>9. 方面本部等の通信手段の多重化</p> <p>各方面本部に配備中の可搬式衛星通信設備に加え、市町村支援活動を行うために必要な衛星携帯電話やデジタル移動無線機を配備し、通信手段の多様化を図ります。</p> <p>●各種通信手段を使用した運用訓練の実施（毎年度）</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課</p>
<p>10. 高度情報通信ネットワークの非常用電源設備の強化</p> <p>大規模災害による停電に備え、耐震通信局の非常用発電機の 72 時間無給油運転を可能にするため、燃料タンクの大容量化・無停電電源装置の改修を推進します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>11. 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築 ★</p> <p>災害情報を有効に活用するため、住民の情報収集・伝達手段の多様化に対応した、多様なメディア（テレビ、ラジオ、インターネット、SNS 等）を活用した情報伝達体制の構築を図ります。</p> <p>●L アラート（災害情報共有システム）の導入（2015 年度完了）</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>12. 市町村の災害対応業務を支援する「市町村防災支援システム」の導入の促進</p> <p>住民広報や被害情報管理などの市町村の災害対応業務の効率化や避難指示などの迅速な意思決定を支援するため、総務省「災害情報伝達手段等の高度化事業」において構築された「市町村防災支援システム」の市町村への導入を促進します。</p> <p>●市町村防災支援システムを導入する市町村の割合 100%（54 市町村）</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>13. 公衆無線 LAN の活用等による災害時の情報伝達手段の確保</p> <p>あいち無料公衆無線 LAN 推進協議会を通じて、無料公衆無線 LAN の整備促進を図ることにより災害時の情報伝達手段を確保します。県有施設へ整備した無料公衆無線 LAN については、災害時に SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」が認証不要で利用できることを周知します。</p> <p>また、災害時に無料で利用できる災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及啓発を行います。</p>	<p>総務局総務部 情報政策課 防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>14. 災害対策用ドローン（小型無人機）の活用</p> <p>山地災害発生時に、災害対策用ドローンを活用することで安全かつ迅速に被害状況を把握し、復旧対策の早期実施につなげます。</p> <p>庁舎、道路や橋梁などのインフラ等に対する災害時の状況確認において、ドローンをはじめとした ICT 技術を活用するなど、効果的な実施手法について、</p>	<p>農林基盤局林務部 森林保全課 建設局土木部 建設企画課</p>

国や他自治体の動向を踏まえて検討します。	
----------------------	--

対策ターゲット 5-4 仕組み・制度の構築により防災力を高める

対策の柱1から4の目標を達成するために、関係機関との連携の強化、大学等と連携した調査研究等の取組を推進するとともに、愛知県防災対策有識者懇談会等を活用し、第3次アクションプランのフォローアップを実施します。

<アクション項目>

[担当部局課室等]

<p>1. 南海トラフ地震の関係都府県市との連携の推進</p> <p>防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府県市との連携を密なものにするるとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図ります。</p> <p>●防災・危機管理に関する連絡会及び協議会への参加 1回以上/年</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>2. 大学・研究機関と連携した防災体制の強化 ★</p> <p>国の動きや最新の調査・研究の成果を常に把握しながら、大学・研究機関と連携した防災体制の強化を推進します。</p> <p>●大学・研究機関との共同研究 ●対策検討のための基礎データの継続的な収集・分析</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>3. 広域的な応援体制の充実</p> <p>広域連携・支援体制の確立のため、広域連携の取組を推進します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>4. 災害応急体制の見直し ★</p> <p>現行の災害対策本部等要員の登録制度及び一時代行者の指名制度の見直しなど、災害応急対策に従事する人的資源の配置、選定及び登録等の効果的、効率的な運用体制の再整備を目指します。</p>	<p>防災安全局防災部 災害対策課</p>
<p>5. 防災部門機能の充実・強化 ★</p> <p>地震防災対策に係る調査・研究体制及び災害応急対策を専門的に実施する体制を充実するとともに、専門的職員を含めた人員の確保を図ります。</p> <p>また、愛知県防災対策有識者懇談会、愛知県防災安全局アドバイザー、大学・</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

<p>研究機関等との連携強化により、専門的知見の活用を図ります。</p>	
<p>6. 外国人に対する災害支援体制の整備 ★</p> <p>外国人が災害時の支援者となり、地域の担い手として活躍できる地域づくりを目指すため、多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを関係機関と構築し、日本人と同等の情報や支援を提供できる体制を整備します。</p> <p>大規模災害発生時に設置する「愛知県多言語支援センター」の運営体制等の見直しや運営訓練の実施、多言語による支援体制の整備、市町村や NPO 等との連携体制の強化等により、外国人県民に対する災害時の円滑な支援体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●愛知県災害多言語支援センター設置運営訓練の実施 1回/年 ●災害時外国人支援者向け講座等の実施 毎年度 	<p>県民文化局県民生活部 社会活動推進課多文化共生推進室</p>
<p>7. 愛知県防災対策有識者懇談会の開催</p> <p>第3次アクションプランのフォローアップや本県の地震防災対策の検討に際して、各分野の有識者から意見・助言を受けるため、愛知県防災対策有識者懇談会を毎年度開催します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>8. 愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築 ★</p> <p>災害応急対策及び復旧・復興対策における県・市町村、防災関係機関、事業者等の活動が、地域全体の継続の観点から連携して円滑に実施されるよう、愛知県地域継続マネジメントの推進体制を構築し、活動における基本方針等の検討を推進します。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>9. 地震防災対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し</p> <p>「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地震財特法)に基づく計画の修正、「地震防災対策特別措置法」(地防法)に基づく計画策定等を必要に応じて行うとともに、二法による財政上の特例措置の延長について、関係機関等への働きかけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画内容の点検・修正 (毎年度) 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>10. 震度観測・調査の実施</p> <p>震度観測ネットワークにより県内各地で観測されたデータを基に、毎年の地震の発生状況等についての分析を継続的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●震度観測データの分析・報告 (毎年度) 	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>

<p>11. アクションプランのフォローアップ</p> <p>計画の進捗の確認、対策の充実、各アクションの実効性の強化等、本県の地震防災における課題等について継続的に総括的な検討を行い、計画の推進を図ります。</p> <p>●庁内フォローアップWGにおける検討・愛知県防災対策有識者懇談会における検証（毎年度）</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>12. 愛知県地震防災推進条例の見直し</p> <p>本県被害予測調査の結果及び東日本大震災の教訓等や、国土強靱化に関する取組を踏まえ、必要に応じて愛知県地震防災推進条例の見直しを図ります。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課</p>
<p>13. 外国人旅行者向け安全確保策の周知</p> <p>外国人旅行者に対して適切に情報を伝え、安全を確保できる体制整備を促進するため、国が観光・宿泊施設向けに作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や、自治体向けに作成した「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」の周知を図ります。</p> <p>また、受入環境整備促進のため、多言語で情報提供が可能な「愛知県多言語コールセンター」の運用を行うとともに、外国人旅行者を対象に、災害時の情報収集支援を一つの目的としたフリーWi-Fi接続簡易化アプリ「AICHI Free Wi-Fi Connect」を提供します。</p> <p>●外国人旅行者が旅行中に立ち寄る観光関連施設等事業者の愛知県多言語コールセンター登録数 350件（2021年度完了）</p>	<p>観光コンベンション局 国際観光コンベンション課</p>
<p>14. 障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備</p> <p>災害その他の非常の事態の際に、障害のある人が必要な情報を取得できるよう、市町村その他関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を図ります。</p>	<p>福祉局福祉部 障害福祉課</p>
<p>15. 災害時におけるNPO等との協力体制の整備及び情報共有会議の円滑な運営に向けた取組の推進</p> <p>災害時にNPO等と県や市町村、社会福祉協議会等が活動情報を共有するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平時から県や市町村と多様な民間支援団体・組織等との協力体制確保に向けて、連携づくりを進めます。</p>	<p>防災安全局防災部 防災危機管理課 福祉局福祉部 地域福祉課</p>
<p>16. 男女共同参画の視点を取り入れた災害支援体制の整備</p> <p>男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と連携し明確化していくことを検討します。</p>	<p>県民文化局 男女共同参画推進課</p>

(参考) 進捗管理指標と関連するアクション項目

対策の柱1「命を守る」

重点テーマ1「住宅・建築物の耐震化の促進」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
① 住宅の耐震化率	85%【2011】 → 95%【2020】 85%【2011】→ 95%【2025】 概ね解消【2030】(参考)	住宅の耐震化の促進 【1-1-1】
② 建築物の耐震化	耐震性のない特定既存耐震 不適格建築物等の棟数 15,302棟【2011】 → 1/5に削減【2020】 耐震性が不十分な耐震診断義 務付け建築物の棟数 ・多数の者が利用する大規模建 築物等 33棟【2020】→概ね 解消【2025】(参考) ・防災上重要な建築物 12棟 【2020】→概ね解消【2025】 (参考) ・通行障害既存耐震不適格建 築物 401棟【2020】→半数解 消【2030】(参考)	建築物の耐震化の促 進【1-1-2】
③ 学校の耐震化(非構造部材は除く)	97%【2013】→ 早期の完了	県立学校施設の耐震 化の推進【1-1-4】 市町村立学校施設の耐 震化の促進【1-1-5】
④ 県有施設の耐震化率	85%【2013】 → 100%【2024】	県有施設の耐震化の 推進【1-1-3】

重点テーマ2「家具固定の促進」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
⑤ 家具の固定率	56%【2013】 → 65%【2024】	家具等の転倒防止対 策の促進【1-1-11】

重点テーマ3「浸水・津波避難対策の充実」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
⑥ 浸水・津波避難計画を策定している市町村の割合	33%(9市町村)【2015】 → 100%(27市町村)【2024】	市町村浸水・津波避 難計画の策定の促進 【1-2-1】
⑦ 津波避難ビル等を指定している市町村の割合	41%(11市町)【2013】 → 100%(27市町村)【2024】	浸水・津波に対する 避難施設等の確保の 促進【1-2-4】
⑧ 本県被害予測調査等に基づく津波・浸水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施している市町村の割合	100%(27市町村)【2024】	市町村浸水・津波ハ ザードマップの作成 の促進【1-2-2】
⑨ 浸水・津波避難訓練を毎年実施している市町村の割合	48%(13市町村)【2013】 → 100%(27市町村)【2024】	浸水・津波避難訓練 の実施【1-2-3】
⑩ 住民への情報伝達手段を複数整備している市町村の割合	80%(43市町村)【2015】 → 100%(全市町村)【2024】	市町村における情報伝 達手段の多重化・多様 化の促進【1-1-15】

重点テーマ4「河川・海岸堤防等の耐震化等の推進」

進捗管理指標	目標【 】は年度	関連するアクション項目
⑪河川堤防の耐震化率 海岸堤防の耐震化率 (対象：第3次アクションプランの対策区 間)	河川堤防 100%【2024】 海岸堤防 100%【2024】	河川・海岸堤防の耐震 化等の推進【1-2-7】 港湾・漁港の海岸堤 防の耐震化等の推進 【1-2-8】
⑫農業用排水機場の耐震整備箇所数	24箇所【2014】 → 84箇所【2024】	農業用排水機場の耐震 化等の推進【1-2-11】

重点テーマ5「地盤災害・火災対策等の推進」

進捗管理指標	目標【 】は年度	関連するアクション項目
⑬土砂災害防止法に基づく基礎調査箇所数	8,600箇所【2014】 → 18,000箇所【2019】	土砂災害対策の推進 【1-4-1】
⑭土砂災害危険箇所の施設整備箇所数	818箇所【2014】 → 931箇所【2024】	土砂災害対策の推進 【1-4-1】
⑮農業用ため池の耐震整備箇所数	45箇所【2014】 → 188箇所【2024】	農業用ため池の整備 の推進【1-4-4】
⑯大規模盛土造成地分布図の公表率	7.4%【2014】 → 100%【2024】	大規模盛土造成地に おける宅地の耐震化 の促進【1-4-7】

重点テーマ6「災害医療活動の充実」

進捗管理指標	目標【 】は年度	関連するアクション項目
⑰DMATの編成数	68チーム【2015】 → 84チーム【2024】	DMATの活動体制の 確保【1-10-8】
⑱災害拠点病院、病院群輪番制参加病院等の 耐震化率(対策の柱2)	72.8%【2015】 → 85%【2024】	医療施設(災害拠点 病院等)の耐震化の 支援【2-1-1】

重点テーマ7「救助活動等の交通基盤の整備の推進」

進捗管理指標	目標【 】は年度	関連するアクション項目
⑳津波浸水区域の緊急輸送道路等の優先橋 梁の耐震化率 (対象：第3次アクションプランの対策橋 梁)	100%【2024】	緊急輸送道路等の橋 梁の耐震化の推進【1- 11-2】 臨港道路橋梁の耐震 化の推進【1-11-3】

対策の柱2「生活を守る」

重点テーマ8「避難生活環境の確保」

進捗管理指標	目標	関連するアクション項目
②1地域が主体となった避難所運営と避難所として指定する施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の避難所運営マニュアルが地域で展開され、地域が主体となった避難所運営が行われるよう市町村へ働きかける。 ・避難所として指定する施設のバリアフリー化を進めるため補助金の活用などを市町村へ働きかける。 	市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施【2-5-3】 災害時要配慮者の避難生活の支援【2-5-4】 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進【2-5-10】

重点テーマ9「災害用備蓄の促進及び支援物資の円滑な配送体制の確保」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
②2家庭内備蓄を3日分以上している県民の割合	食料 39.2%【2021】 → 前回調査を上回る 飲料水 46.5%【2021】 → 前回調査を上回る	家庭内備蓄の促進【2-4-1】
②3物流事業者（輸送事業者等）と連携した円滑な物資輸送体制の構築（県・市町村）	被災者の手元まで支援物資が届くよう、避難所までの物流体系を整えとともに、マンパワー不足を解消する。	災害時の物流体制の強化【2-4-5】

対策の柱3「社会機能を守る」

重点テーマ10「産業活動の維持・継続の確保」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
②4中小企業のBCP策定率	5.3%【2013】 → 14%【2024】	中小企業のBCP策定等の促進【3-6-3】
②5産学官連携による社会・経済活動の維持に向けた対策の立案	大規模地震発生時にも社会・経済活動が維持できるよう、産学官連携により対策を立案する。	産業活動の維持のための対策の検討【3-6-7】

重点テーマ11「防災体制の強化及び行政機能の維持」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
②6業務継続計画（県・市町村）の策定	県及び18市町村【2014】 → 県及び全市町村【2024】	市町村BCPの策定の支援【3-1-17】
②7防災拠点となる公共施設等の耐震化率	95%【2013】 → 100%【2024】	防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進【3-1-7】
②8災害時の受援体制に関する計画の整備（県・市町村）	県及び全市町村【2024】	被災市町村への応援体制及び受援体制の整備【3-1-19】
②9専門的な行政職員の育成（対策の柱5）	災害対策業務についての専門的な知識を有する県、市町村職員を育成する。	産官学連携による防災人材の育成【5-1-34】 防災部門機能の充実・強化【5-4-5】

⑳災害情報の共有機能の強化（対策の柱5）	各防災関係機関等が収集する災害情報の共有化を図る。	次世代型災害情報システムの構築【5-3-1】
㉑災害情報の県民への伝達手段の多重化・多様化（対策の柱5）	県民への情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。	多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築【5-3-11】

対策の柱4「迅速な復旧・復興を目指す」

重点テーマ12「災害廃棄物処理体制の構築」

進捗管理指標	目標【】は年度	関連するアクション項目
㉒本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率	100%（全市町村）【2024】	災害廃棄物処理体制の構築【4-2-1】

重点テーマ13「迅速な復旧・復興のための事前準備の推進」

進捗管理指標	目標	関連するアクション項目
㉓復興に関する体制等の事前整備及び方針の事前策定	復興本部の体制や各種復興施策の実施体制などを事前に整備するとともに、被災後に復興方針等を速やかに策定できるよう事前策定を進める。	復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定【4-1-1】

対策の柱5「防災力を高める」

重点テーマ14「防災活動拠点の充実」

進捗管理指標	目標	関連するアクション項目
㉔防災活動拠点の機能の維持・強化	防災活動拠点の確保を図るとともに、必要な資機材等を整備し、機能の維持・強化を進める。	防災活動拠点の見直し、確保【5-2-2】 愛知県基幹的防災活動拠点の整備【5-2-4】

重点テーマ15「地域継続マネジメントの推進」

進捗管理指標	目標	関連するアクション項目
㉕地域の機能継続	県、市町村、防災関係機関、事業者等の活動が、地域全体の継続の観点から連携して円滑に実施されるよう、地域継続マネジメントの推進体制を構築する。	愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築【5-4-8】

重点テーマ16「防災協働社会の形成の推進」

進捗管理指標	目標【】は年度	関連するアクション項目
㉖県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等が連携した地震防災の取組	自助・共助・公助が一体となった地震防災の取組を進め、防災協働社会の形成を推進し、地域防災力を高める。	防災協働社会形成の推進【5-1-1】 国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による地震想定 の防災訓練の実施【5-1-40】
㉗自主防災組織による活動カバー率	95%【2013】 → 100%【2024】	自主防災組織の活動の活性化【5-1-29】

重点テーマ 17「児童・生徒に対する防災教育の充実」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
⑳防災マニュアルを策定している公立学校の割合	97.9%【2015】 → 100%【2024】	地震防災教育参考資料の作成・配布 【5-1-13】
㉑防災訓練を複数回実施している公立学校の割合	95.7%【2015】 → 100%【2024】	地震防災教育参考資料の作成・配布 【5-1-13】

重点テーマ 18「消防団の充実強化」

進捗管理指標	目標 【 】は年度	関連するアクション項目
㉒消防団員の定員の充足率	91.6%【2015】 → 100%【2024】	消防団員の確保 【5-1-16】
㉓学生消防団員数	274人【2014】 → 673人【2024】	学生への消防団加入 促進活動の実施 【5-1-17】

重点テーマに位置付ける

特に重要な 86 のアクション項目（重点アクション項目）

【】内は対策ターゲット
及びアクション項目の番号

視点 1. 被害予測調査の結果を踏まえ、減災効果を高める

本県被害予測調査においては、強い揺れによる建物被害が最大を占めること、ゼロメートル地帯を中心に浸水・津波による大きな被害が発生すること等が課題となっていますが、建物の耐震化や浸水・津波からの避難の迅速化等の対策を進めることにより、減災効果を見込めることが示されています。

また、被害予測調査において算定の前提とした条件（浸水・津波に対する避難行動など）を確実に担保し向上させていくことも重要です。

被害予測調査の結果を踏まえ、減災効果を高める視点から、5つの重点テーマを設定し、24のアクション項目を位置付けます。

◆ 住宅・建築物の耐震化の促進

住宅の耐震化の促進【1-1-1】

建築物の耐震化の促進【1-1-2】

県有施設の耐震化の推進【1-1-3】

県立学校施設の耐震化の推進【1-1-4】

市町村立学校施設の耐震化の促進【1-1-5】



◆ 家具固定の促進

家具等の転倒防止対策の促進【1-1-11】



◆ 浸水・津波避難対策の充実

市町村地震対策事業の促進【1-1-14】

市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進【1-1-15】

市町村浸水・津波避難計画の策定の促進【1-2-1】

市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進【1-2-2】

浸水・津波避難訓練の実施【1-2-3】

浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進【1-2-4】

農業水利施設の浸水・津波避難施設としての利用の推進【1-2-5】

南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の促進【1-2-13】



◆ 河川・海岸堤防等の耐震化等の推進

河川・海岸堤防の耐震化等の推進【1-2-7】

港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進【1-2-8】

河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進【1-2-9】

河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進【1-2-10】

農業用排水機場の耐震化等の推進【1-2-11】



◆ 地盤災害・火災対策等の推進

密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進【1-3-3】

土砂災害対策の推進【1-4-1】

農業用ため池の整備の推進【1-4-4】

農業用ため池のハザードマップの作成【1-4-5】

大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進【1-4-7】



視点2. 東日本大震災における課題等への対応を充実する

東日本大震災では、行政が機能停止に陥ったこと、避難所の運営、物資の供給、廃棄物の処理等が円滑に進まなかったことなど、災害対応上の様々な課題が明らかになりました。

東日本大震災における課題等への対応を充実する視点から、7つの重点テーマを設定し、34のアクション項目を位置付けます。

◆ 防災活動拠点の充実

ゼロメートル地帯のための広域的な防災活動拠点の確保【5-2-1】

防災活動拠点の見直し、確保【5-2-2】

基幹的広域防災拠点の整備の促進【5-2-3】

愛知県基幹的防災活動拠点の整備【5-2-4】



◆ 防災体制の強化及び行政機能の維持

防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進【3-1-7】

市町村BCPの策定の支援【3-1-17】

被災市町村への応援体制及び受援体制の整備【3-1-19】

産官学連携による防災人材の育成【5-1-34】

次世代型災害情報システムの構築【5-3-1】

多様なメディアを活用した

情報伝達体制の構築【5-3-11】

災害応急体制の見直し【5-4-4】

防災部門機能の充実・強化【5-4-5】

外国人に対する災害支援体制の整備【5-4-6】



◆ 災害医療活動の充実

災害医療調整機能の強化【1-10-1】

広域医療搬送体制の確立【1-10-3】

災害拠点病院等の機能の強化【1-10-4】

災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備【1-10-7】

DMATの活動体制の確保【1-10-8】

医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援【2-1-1】



◆ 救助活動等の交通基盤の整備の推進

緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進【1-11-2】

臨港道路橋梁の耐震化の推進【1-11-3】

県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化の推進【1-11-4】



◆ 避難生活環境の確保

災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備【2-2-4】

災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備【2-5-1】

市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施【2-5-3】

災害時要配慮者の避難生活の支援【2-5-4】

避難行動要支援者の支援体制の整備の促進【2-5-5】

避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進【2-5-10】



◆ 災害用備蓄の促進及び支援物資の円滑な配送体制の確保

家庭内備蓄の促進【2-4-1】

初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保【2-4-2】

市町村の食糧・生活必需品確保のための

耐震性備蓄倉庫の整備の促進【2-4-3】

食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備【2-4-4】

災害時の物流体制の強化【2-4-5】



◆ 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物処理体制の構築【4-2-1】



視点3. 日本の成長をリードするあいちの産業を守る

あいちビジョン2020では、めざすべき愛知の姿として、「日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点」を掲げており、大規模地震が発生した後においても、事前に復興に向けた取組を進めておくこと等により、産業活動を迅速に回復させることが重要になります。

そのためには、平常時からこの地域の災害対応力等を把握し、発災時の対応資源の配分や優先順位について検討・調整を進めておく、地域全体の継続という視点も欠かせません。

日本の成長をリードするあいちの産業を守る視点から、3つの重点テーマを設定し、10のアクション項目を位置付けます。

◆ 産業活動の維持・継続の確保

- 平常時からの企業への啓発の実施【3-6-1】
- 事業所の防災対策の促進【3-6-2】
- 中小企業のBCP策定等の促進【3-6-3】
- 中小企業向け融資制度の充実【3-6-4】
- 産業活動の維持のための対策の検討【3-6-7】



◆ 迅速な復旧・復興のための事前準備の推進

- 復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定【4-1-1】
- 震災後復旧マニュアルの見直し【4-1-2】
- 地籍整備の推進【4-1-5】



◆ 地域継続マネジメントの推進

- 大学・研究機関と連携した防災体制の強化【5-4-2】
- 愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築【5-4-8】



視点4. 防災・減災の主流化・日常化を進め、防災協働社会を構築する

東日本大震災では、「自助」「共助」の重要性があらためて認識されました。地震に強い安全なあいちを実現するためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれを充実させ、防災協働社会を構築していくことが不可欠です。

また、そのためにも、一人ひとりが地震に対する意識を高め、地震による揺れや津波などのハザード及びそれらがもたらす各種被害のリスク、さらには県や地域の実力を正しく理解し、今日より明日、より安全なあいちを目指して地震防災の取組を進めていくことが求められます。

防災・減災の主流化・日常化を進め、防災協働社会を構築する視点から、3つの重点テーマを設定し、18のアクション項目を位置付けます。

◆ 防災協働社会の形成の推進

防災協働社会形成の推進【5-1-1】

防災・減災カレッジの開催【5-1-2】

アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進【5-1-3】

防災教育啓発の充実【5-1-24】

自主防災組織の活動の活性化【5-1-29】

国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による地震想定防災訓練の実施【5-1-40】



◆ 児童・生徒に対する防災教育の充実

高校生防災セミナーの実施【5-1-11】

学校教育における学校安全推進体制の構築【5-1-12】

地震防災教育参考資料の作成・配布【5-1-13】

県立高校における防災人材育成の推進【5-1-14】

私立学校における防災教育の取組の支援【5-1-15】

少年消防クラブ員の育成【5-1-22】



◆ 消防団の充実強化

消防団員の確保【5-1-16】

学生への消防団加入促進活動の実施【5-1-17】

消防団の施設・設備の充実【5-1-18】

消防団と地域コミュニティ等の連携の促進【5-1-19】

地域ぐるみの消防団支援の促進【5-1-20】

消防職員・消防団員の教育内容の充実強化【5-1-43】



重点テーマに位置付ける特に重要な 86 のアクション項目（掲載頁）

—あ行—

愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築【5-4-8】	103
愛知県基幹的広域防災拠点の整備【5-2-4】	98
アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進【5-1-3】	90
医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援【2-1-1】	61

—か行—

外国人に対する災害支援体制の整備【5-4-6】	103
学生への消防団加入促進活動の実施【5-1-17】	92
家具等の転倒防止対策の促進【1-1-11】	46
河川・海岸堤防の耐震化等の推進【1-2-7】	48
河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進【1-2-9】	48
河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進【1-2-10】	49
学校教育における学校安全推進体制の構築【5-1-12】	92
家庭内備蓄の促進【2-4-1】	64
基幹的広域防災拠点の整備の促進【5-2-3】	98
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進【1-11-2】	59
国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による地震想定での防災訓練の実施【5-1-40】	96
県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化の推進【1-11-4】	59
建築物の耐震化の促進【1-1-2】	44
県有施設の耐震化の推進【1-1-3】	45
県立学校施設の耐震化の推進【1-1-4】	45
県立高校における防災人材育成の推進【5-1-14】	92
広域医療搬送体制の確立【1-10-3】	58
高校生防災セミナーの実施【5-1-11】	91
港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進【1-2-8】	48

—さ行—

災害医療調整機能の強化【1-10-1】	57
災害応急体制の見直し【5-4-4】	102
災害拠点病院等の機能の強化【1-10-4】	58
災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備【1-10-7】	58
災害時の物流体制の強化【2-4-5】	65
災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備【2-5-1】	65
災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備【2-2-4】	63
災害時要配慮者の避難生活の支援【2-5-4】	66
災害廃棄物処理体制の構築【4-2-1】	86
産官学連携による防災人材の育成【5-1-34】	95
産業活動の維持のための対策の検討【3-6-7】	83

事業所の防災対策の促進【3-6-2】	82
自主防災組織の活動の活性化【5-1-29】	94
地震防災教育参考資料の作成・配布【5-1-13】	92
次世代型災害情報システムの構築【5-3-1】	99
市町村地震対策事業の促進【1-1-14】	46
市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進【1-2-2】	47
市町村浸水・津波避難計画の策定の促進【1-2-1】	47
市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進【1-1-15】	46
市町村の食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備の促進【2-4-3】	64
市町村BCPの策定の支援【3-1-17】	76
市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施【2-5-3】	65
市町村立学校施設の耐震化の促進【1-1-5】	45
住宅の耐震化の促進【1-1-1】	44
少年消防クラブ員の育成【5-1-22】	93
消防職員・消防団員の教育内容の充実強化【5-1-43】	96
消防団員の確保【5-1-16】	92
消防団と地域コミュニティ等の連携の促進【5-1-19】	93
消防団の施設・設備の充実【5-1-18】	92
食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備【2-4-4】	64
初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保【2-4-2】	64
私立学校における防災教育の取組の支援【5-1-15】	92
震災後復旧マニュアルの見直し【4-1-2】	85
浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進【1-2-4】	47
浸水・津波避難訓練の実施【1-2-3】	47
ゼロメートル地帯のための広域的な防災活動拠点の確保【5-2-1】	97

—た行—

大学・研究機関と連携した防災体制の強化【5-4-2】	102
大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進【1-4-7】	52
多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築【5-3-11】	101
地域ぐるみの消防団支援の促進【5-1-20】	93
地籍整備の推進【4-1-5】	85
中小企業のBCP策定等の促進【3-6-3】	82
中小企業向け融資制度の充実【3-6-4】	82
DMATの活動体制の確保【1-10-8】	59
土砂災害対策の推進【1-4-1】	51

—な行—

南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の促進【1-2-13】	49
農業水利施設の浸水・津波避難施設としての利用の推進【1-2-5】	48
農業用ため池の整備の推進【1-4-4】	51
農業用ため池のハザードマップの作成【1-4-5】	51
農業用排水機場の耐震化等の推進【1-2-11】	49

—は行—

被災市町村への応援体制及び受援体制の整備【3-1-19】	76
避難行動要支援者の支援体制の整備の促進【2-5-5】	66
避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた	67
防災対策の推進【2-5-10】	
復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定【4-1-1】	84
平常時からの企業への啓発の実施【3-6-1】	82
防災活動拠点の見直し、確保【5-2-2】	97
防災教育啓発の充実【5-1-24】	93
防災協働社会形成の推進【5-1-1】	90
防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進【3-1-7】	74
防災・減災カレッジの開催【5-1-2】	90
防災部門機能の充実・強化【5-4-5】	102

—ま行—

密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進【1-3-3】	50
-------------------------------	----

—ら行—

臨港道路橋梁の耐震化の推進【1-11-3】	59
-----------------------	----

第 3 次 あ い ち 地 震 対 策 ア ク シ ョ ン プ ラ ン

～地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり～

2 0 1 5 - 2 0 2 4

2015 年 12 月策定

2017 年 3 月改訂

2018 年 8 月改訂

2021 年 9 月改訂

2023 年 11 月改訂

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6191 (ダイヤルイン)

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp

URL <http://www.pref.aichi.jp/bousai/>